

「建築家資格制度」試行の総括

(改訂 3)

2008 年 5 月

本部実務委員会

目次

[1] 総括の意図

[2] 建築家資格制度試行の経過

[3] 試行総括

- (1) 2008年度通常総会承認事項と総括の関係
- (2) 認定者数、登録者数の推移と現況について
 1. 認定者数、登録者数の推移
 2. 推移の分析
- (3) 基本理念と社会的位置付けの周知について
 1. 基本理念について
 2. 制度の理念は JIA 会員及び社会に理解されたか
 3. 制度の社会的位置付けは社会に理解されたか
- (4) CPDについて
 1. 登録更新におけるCPDの状況・CPDの目的と単位数
 2. CPD制度の整合
- (5) 実務訓練について
 1. 現状と問題点について
 2. 実施状況について
 3. 今後の展望
- (6) 制度運営実態の検証
 1. 認定・登録の運営概要
 2. 更新の運営概要
 3. 認定審査について
 4. 更新審査について
 5. 登録について
 6. 登録の抹消について
 7. 再登録審査について
 8. 認定・登録機関について
- (7) 広報について
 1. JIA 会員への周知活動
 2. 社会への周知活動
 3. 登録建築家HPについて
- (8) 規則・細則の検証
 1. 規則の検証
 2. 細則の検証
- (9) 建築家資格制度特別会計について
 1. 試行期の実績
 2. 今後の展望

附 建築家資格制度推進会議・制度検討WGからの実務委員会への意見

【1】総括の意図

本部実務委員会は本部認定評議会の業務を補佐して建築家資格制度の試行を運営するのが役割です。

委員会を構成するのは、本部理事から選任される委員長1名、委員は東北支部1名、関東甲信越支部3名（現状2名）、東海支部1名、近畿支部1名（現状2名）です。委員会会議は月一回程度開催され、実務訓練WG1名及びJIA会長などの随時出席者を加えて5～8名+事務局員の出席で開催されてきました。また、このところはメールによる協議も活発に行っています。

委員会では2006年度までは年2回の認定・登録、2007年度からは年一回の認定・登録+更新（暫くは年2回）の実施の本部業務を主体に、資格制度全般について噴出する問題の対応に追われてきましたが、本部認定評議会、全支部の認定評議会・実務委員会、また全JIA会員に満足いただけるだけ職掌を担いきれたかと振り返ると忸怩たる思いも少なくありません。建築家資格制度規則・細則を素直に読めば、本委員会は制度運営の全ての実質を担うことになりませんが、それには余りにも弱体な体制しかつくれなかったことも否めません。

規則上の全ての実質とは、

実務訓練基準、実績認定基準、審査・認定基準及び登録・更新基準の作成
登録建築家の認定と認定証交付
資格の登録及び管理
本部及び各支部間の情報伝達及び調整
建築家資格に関する調査・研究
建築家資格に関する広報活動
その他

です。が、それを実行するために、「JIA建築家資格制度試行に向けての「(2)認定機関の枠組みと運営体制」では、

- ・ 委員長: JIA本部理事
- ・ 副委員長: 関東/東海/近畿/東北支部から各1名
- ・ 委員: 既存の下記本部委員会等から各1名
 - 継続職能研修評議会 (CPD基準の作成/他会との協議調整)
 - 資格制度推進委員会WG1(組織・予算・運営計画/認定試験問題の作成)
 - 資格制度推進委員会WG2(認定/登録/更新/CPD/管理規則の作成)
 - 資格制度推進委員会WG3(認定基準/更新基準/管理基準の作成)
 - 資格制度推進委員会WG4(実務訓練基準及び規則の作成)
 - 認定機関事務局 (共通情報、個人情報の管理及び収支予算の管理)

と示されていましたが、実務訓練WGと制度検討WG以外のWGは形成されませんでした。結果として、推進委員会WGが担うべきであった諸課題は実務訓練及び制度検討以外はほとんど進んでいません。こうした中、「オープン化」への次のステップを求められてきました。本部実務委員会は「オープン化」のステップに踏み出すことは理としても、拙速に陥ることだけは何としても避けなければならないと考えています。

JIAの内部試行での問題の発生は、内部で理解しあうことで解決できますが、オープン化により社会へ開いた場合は整った運営基準、規則・細則等によって、普遍的客観性のある施行が必要となります。その視点で捉えると、現在の資格制度は多くの未整備部分があります。

総括の結果として、オープン化するには解決しなければならない多くの課題を私達は提起しております。

本総括の意図は、「建築家資格制度」の運営面の課題をあきらにすること及び試行期の記録をすることです。そして建築家資格制度のオープン化に向けての着実な第一歩を踏み出すために資するものとするものです。

【2】建築家資格制度試行の経過

1. 制度発足前(～2003年5月)

建築家資格制度を求めて 10年のながれ

JIAが建築家資格制度の策定を決意して10年の時がたった。1990年当時の林昌二会長によって提案された建築家資格、法制など西欧の国々での実情を調査する委員会が設定されたのがその始まりであった。当時は、現在のような不況にあえぐ閉塞的な社会とは違って、建設業界も建築家も信じ難いほどの好況のなかで、資格や制度に疑いを持った人はほとんどいなかったはずである。しかし、その狂騒のなかで建築と環境の頹廢のきざしをみてとり、建築家の定義を改めて考え直すことをJIAの戦略のなかにとらえた林昌二、北代禮一郎会長の明敏な洞察と透視力を思い返さずにいられない。そうして、鬼頭梓会長によって建築家資格制度検討委員会に継がれ、穂積信夫会長、村尾成文現会長もJIA最重要施策として成果を積み上げてきた。その間、委員会は検討の経過や内容を会員に出来るだけ周知、理解と協力を求め、また外に対しては関係諸官庁、各団体に対しても委員会はJIA内輪の利益をこえて、JIAのイニシアティブは建築家職能をより幅広くとらえて、社会経済環境の急激な変化にも柔軟かつ強靱に対応の出来る新しい建築家資格制度を探ってきた。しかしながら、たとえ様々な困難と独特なコンセンサス社会のなか、制度の確立に10年もかかることは職能団体としては少し時間がかかり過ぎるといった批判がJIA内外から出たことも厳しい現実であった。

事実、本部に先んじたかたちで、JIA近畿支部が資格認定制度を自主的に発足させ、既に実務訓練・生涯職能研修制度を進め、また、東海支部JIA静岡でも同様資格制度をスタートしている。この点については、JIA本部の資格制度案と近畿支部、JIA静岡の制度の間に乖離があるのではといった疑問が指摘されているが、基本的には制度の骨格を共有している限り、制度上の細かい相違もローカルな実状を現実的に反映させていると考えられる。現在、JIA本部としては各支部や県クラブがそれぞれに独自の資格認定制度に踏み込むことを望んでいないが、近畿、静岡の先例が本部制度の確立のプロセスのなかで有力なフィードバックとして評価されるのは言うを待たない。

(椎名 政夫 JIA NEWS 2000年6月号より)

JIA・日本建築士会連合会

「新たな建築資格制度」創設に向けた基本合意を発表！2002年11月1日(金)

JIA建築家資格制度の全国試行に向けて 2002年12月

2. 制度試行(2003年5月～2008年5月)

「建築家資格制度」は2003年5月のJIA総会で承認され、登録建築家の申請受付を2003年12月1日に開始した。

2004年4月1日に第1回の登録建築家が生まれた。そして現在の2008年3月段階で9回の認定登録、4回の更新の実績を経た。

試行3年を経て2007年4月に第1回の更新を経たことで、制度の一巡を果たしたとし、2007年度はJIA総会で試行から本格運営にはいり、1年後を目処にオープン化することが確認された。しかし、この制度の根幹の一つである「実務訓練」からの登録建築家の誕生は2008年4月となった。実質的には、この時点で制度運営の一巡を果たすこととなった。

現在、「建築家資格制度制度」試行運営面の問題点が全て現れたと判断し、試行運営の総括を行う。

2007年7月？ 鬼頭認定評議会議長によるメモ

2008年5月のJIA総会で「建築家資格制度のオープン化の全体像」が示され、オープン化を前提として建築家資格制度を推進することが提案され、4項目が承認された。

【3】試行総括

(1)2008 年度通常総会承認事項と総括の関係

2008 年度通常総会の第 4 号議案で、「建築家資格制度のオープン化」に関する件として建築家資格制度推進会議（佐野吉彦委員長）がまとめた「建築家資格制度のオープン化の全体像」が示され、オープン化を前提として建築家資格制度を推進することが提案され、次の 4 項目が承認された。

1 「登録建築家」認定・登録機関の具体的な検討を行うこと。

- ・ オープン化にあたっては、「登録建築家」認定・登録機関を J I A 事務局から分離する。この機関を「建築技術教育普及センター」のような客観性のある法人に委託することも選択肢の一つ。
- ・ 新たに設立する場合には、弁護士会・消費者団体等、建築業界外から発起人を加える。
- ・ 資格制度の充実・定着のためにこの認定・登録機関は継続して各団体と連携し実効性の検証をおこなう。

2 . 他団体など、対外的な努力を推進すること。

- ・ 本制度は幅広い登録者が得られたときに、消費者保護を含む公益性を目指した社会制度となる。
- ・ 前掲のとおり、「登録建築家は統括業務を行うにあたり、登録建築家倫理規定を遵守し、業務範囲/責任/業務報酬を明確に開示する（独立した設計事務所かどうかにかかわらず）
- ・ その点に立ち、J I A は、兼業の環境の中で建築設計に携わる人たちが、建築家としての意識・責任を実践することを段階的に働きかける。
- ・ 建築士会・建築士事務所協会・建築業協会（BCS）等との間で共通の意識を持つことは不可欠であり、遅滞なくそれぞれとの協議を開始する。
- ・ 建築士会とが推進する設計専攻建築士との関係を明確にする。J I A は、登録建築家及び設計専攻建築士は「各専門分野を専攻する建築士を統括する位置にある」と考えている。双方の認識と要件を整合させるために努力する必要がある、と考える。その前提で協議を開始し、2 会合意書を次のステップに進めることが可能かどうかを検討する（合意できない場合には、一度白紙に戻すこともありうる）

3 . 作業ステップ・日程に沿い、推進すること

2008 年度からの作業ステップ

- ・ 2008.4 「オープン化の全体像」理事会承認
- ・ 2008.5 同じく、総会にて承認。対外的に方針の公表。「オープン化のための対外的努力」の開始。
- ・ 2008 年度初旬「オープン化の全体像」にかかわる規約・運営マニュアルの最終的整備及び周知。ひきつづき、運営機関の整備。登録建築家の増員。
- ・ 2009 年度中頃「オープン化した運営機関」のスタート、「オープン化」の元での登録建築家の誕生。

4 . J I A 会員要件と登録建築家の認定要件との整合性を高めること

- ・ 最大の課題は、J I A 会員の認知度が十分でないことである。
- ・ 「意匠系の設計業務に携わる J I A 会員は登録建築家である」という意識を浸透

させる必要がある。

- ・ J I A 会員要件と登録建築家の認定要件と整合性を高める。

J I A は法人として、この総会承認事項を実行しなければならない。

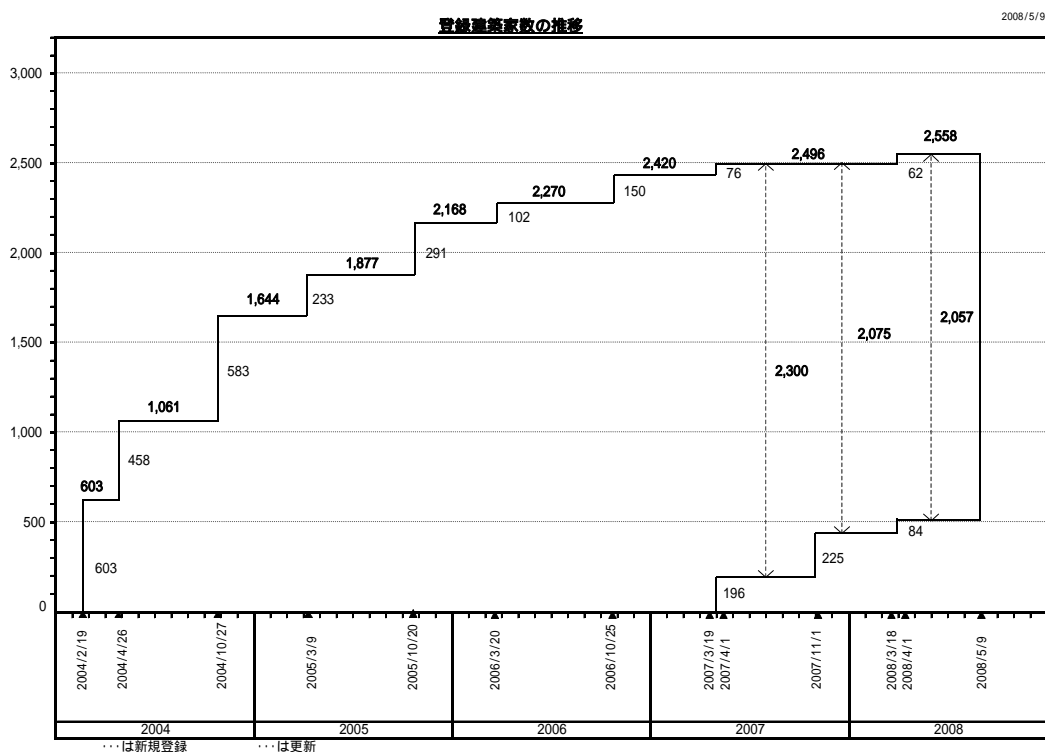
実行にあたり、この実務委員会の試行の総括をベースに、オープン化を前提とした建築家資格制度の規則細則改定素案の作成、登録建築家の業務基準素案の作成、建築家資格制度の運営基準の素案の作成など諸基準の素案を作成する。

(2) 認定者数、登録者数の推移と現況について

試行期間の認定者数及び登録者数の実態の把握は、J I A での建築家資格制度の浸透度の一面を明らかにします。この実態確認から総括をはじめ。

1. 認定者数、登録者数の推移 推移の現況

「登録建築家」の 2008 年 5 月の時点での認定者数は J I A 会員の約半分にあたる約 2500 人、登録者は約 2050 人である(表/「登録建築家数の推移」参照)。認定を受けても登録をしない方と登録の更新をしない方が併せて認定者の 2 割に達している。認定者が J I A 会員の半数、登録者がその 8 割である現況を見据えた総括が必要である。



登録建築家認定者総数

2008/3/18現在

回数 本部認定評議会日	第1回 2004/2/19	第2回 2004/4/26	第3回 2004/10/27	第4回 2005/3/9	第5回 2005/10/20	第6回 2006/3/20	第7回 2006/10/25	第8回 2007/3/19	第9回 2008/3/18	合計
北海道	42	19	51	9	22	0	7	0	5	155
東北	22	52	26	26	11	9	9	4	8	167
関東甲信越	224	217	329	60	131	33	97	15	38	1144
東海	77	35	63	36	24	16	13	31	5	300
北陸	23	9	12	15	26	6	1	0	4	96
近畿	145	77	58	41	51	22	12	14	15	435
中国	16	11	19	2	7	7	1	3	0	66
四国	5	2	8	15	9	2	2	5	8	56
九州	28	31	22	37	11	10	8	4	9	160
沖縄	21	7	4	0	6	0	0	1	0	39
合計	603	460	592	241	298	105	150	77	92	2618

(死亡12人含む)

登録建築家登録者総数

2008/5/28現在

回数 本部認定評議会日	第1回 2004/2/19	第2回 2004/4/26	第3回 2004/10/27	第4回 2005/3/9	第5回 2005/10/20	第6回 2006/3/20	第7回 2006/10/25	第8回 2007/3/19	第9回 2008/3/18	合計
北海道	42	19	51	8	22	0	7	0	5	154
東北	22	52	26	25	10	9	9	4	8	165
関東甲信越	224	217	322	56	127	31	97	15	31	1120
東海	77	35	62	36	24	16	13	30	5	298
北陸	23	9	12	14	26	6	1	0	3	94
近畿	145	76	57	40	49	22	12	14	12	427
中国	16	11	19	2	7	7	1	3	0	66
四国	5	2	8	15	9	2	2	5	6	54
九州	28	31	22	37	11	9	8	4	5	155
沖縄	21	6	4	0	6	0	0	1	0	38
合計	603	458	583	233	291	102	150	76	75	2571

(死亡12人含む)

登録建築家更新登録者総数

2008/5/28現在

回数 本部認定評議会日 更新日	第1回 2004/2/19 2007/3/31	第2回 2004/4/26 2007/4/31	第3回 2004/10/27 2007/10/31	第4回 2005/3/9 2008/3/31	第5回 2005/10/20	第6回 2006/3/20	第7回 2006/10/25	第8回 2007/3/19	第9回 2008/3/18	合計
北海道	39	18	28	8	22	0	7	0	5	127
東北	20	49	26	15	10	9	9	4	8	150
関東甲信越	181	165	173	28	127	31	97	15	31	848
東海	64	30	48	22	24	16	13	30	5	252
北陸	22	7	7	11	26	6	1	0	3	83
近畿	117	59	42	26	49	22	12	14	12	353
中国	14	9	12	3	7	7	1	3	0	56
四国	5	2	8	14	9	2	2	5	6	53
九州	23	27	15	25	11	9	8	4	5	127
沖縄	15	2	0	0	6	0	0	1	0	24
合計	500	368	359	152	291	102	150	76	75	2073

支部単位で、認定者数、登録者数、更新者数の表を上に掲載した。

2. 推移の分析

登録建築家認定総数は2008年5月28日現在2618名、登録者総数(一度は登録した者)は2571名であり、認定を受けたが登録しない人は47名と1.7%程度と極小である。新規認定・登録の時点では認定と登録を一体的に捉えられていることがわかる。ところが、登録後3年後の更新となると、登録の更新率が第1回更新で83%、第2回更新で63%、第3回更新で60%、第4回更新で65%、と低調になった。その結果が現在の登録者数2050人である。更新率が低調な原因をつきとめ、解消することに努めなければ、資格制度の発展は困難である。

試行期はJIA内部での運営であるゆえに、JIA会員資格と建築家資格制度資格との関係の曖昧性が払拭しきれない面もあるが、試行をはじめるとあたっては、「JIA会員は全員登録建築家であるべき」とする考えであった。それはJIA会員資格の再検討にもつなげる課題であり、議論はされたが、曖昧なまま終始した。

この建築家資格制度は国家法である一級建築士資格の足りないところを補完するという形を採用している。この補完は法的には必要とされていないので、建築家資格制度の登録建築家となることの業務上の意義付けが弱いことは否めない。

UIAに加盟する諸外国の建築家資格制度は国家法である。社会的建築家資格制度の先に国家法があるという戦略的に明確なビジョンが必要である。

登録者数を結構多いとみるのか、少ないと見るのか判断は措くとして、独立的に制度を保持することが可能な登録者人数、制度を安定的に運営することが可能な登録者人数の特定が必要であろう。国家法発展させる社会制度にするにはそれ以上の登録者が必要となる。試行段階では資金・事務の両面に渡りJIAのサポートを受けて運営されてきた。

(3) 基本理念と社会的位置づけの周知について

1.基本理念について

UIA基準とは

UIA基準が建築家資格制度の基本である。

従って、総括をするにあたりUIA基準とは何かについての見解を最初に述べる。

・「建築実務におけるプロフェッショナルリズムの国際推奨基準に関するUIA協定」を通称「UIA基準」と呼んでいるが、それ自体は資格制度としての基準ではない（UIA基準が世界の資格制度になるものではない）。UIA基準は（国連憲章のように）、共通する価値観を確認した加盟国が批准したもので、自国の法律や基準に替わる事を目指したのではないと理解している。したがって、日本以外のUIA加盟国のほとんどは、既に自国の建築家の資格と業務に関する法律を持っている。国際化の時代、日本も早く法整備をするべきであり、法整備がない現時点で、その前段階として社会制度としての建築家資格制度をつくるのがJIAが進めている建築家資格制度である。

・UIA基準によると、建築家資格制度の機能と目的は、公益の保護の観点から、個人の建築家としての専門的知識と能力を証明し、能力保証に係わる情報の開示を行うことです。さらに建築家の業務が、その能力が保証されない無資格の者により遂行されることにより、都市環境の質やその持続可能性、開発行為に伴う危険性や既存環境への悪影響が発生することを防止するために、業務遂行の資格者限定（業務独占）を通じた業務品質保証を（国が）行うことにあります。

規則にある「UIA基準」以上という表現は簡便な表現であり、「以上」の意味するところが明確ではない。正確に言うなら「UIA加盟国間にて批准されたUIA基準を満足し、それとの同等性を確保した（我が国の）建築家の資格と業務規準を定める」といったところでしょうか。

建築家の倫理綱領について

・建築家の資格制度は、UIA基準にもあるように、本来は各国の法律に裏付けられた制度であるべきで、JIAの建築家資格制度も将来は国の制度となることを目指している。ところが職能に関する「倫理綱領」は、その性質から法律として定義するには馴染まないのので、英国でもアメリカその他の国でも各国の職能団体が会員が守るべき綱領として定めている。従ってJIAでもJIAの会員向けの倫理綱領はあるが、建築家資格制度の規則・細則には倫理綱領やそれにもとづく懲戒規定はない。したがって倫理綱領ではなく、建築家の業務基準あるいは指針等を建築家資格の登録基準に明記し、それに違反した場合に懲戒する規定が必要となる。

将来、建築家資格制度と業務規準が法令として定められれば、法令として明確に規定できる項目や罰則は法令で規定して、法令に馴染まない倫理に関しては職能団体の倫理綱領で定めることとなる。ところが、JIAの倫理規定で定められている内容はごく基本的な項目に限られていて、かつ対象が会員に限られているから特にオープン化後はJIAに所属しない登録建築家には実効性が及ばない。したがって資格制度の規準として建築家の業務規準も設け、その違反に対する懲

戒規定を設けるべきと考える。又、資格制度をオープン化するに当たっては、将来的には法制化も視野に入れているわけだから、現行の建築士法を建築家の側から再度見直して、不備な点は今回の資格制度に取り入れるくらいの事が必要ではないかと思う。

2.制度の理念は JIA 会員及び社会に理解されたか。

「建築家資格制度」の基本理念の二本柱として現在の「建築士」という資格制度を補完するため日本の国民（消費者）が建築の設計・監理の専門職としての建築業務サービスを平等に受けられるようにする事 - 消費者保護

及びその建築業務サービスを提供できる建築家としての資質（建築の設計・監理の十分な実績と高い倫理性）を建築家に関する国際的な基準に基づいて認定要件を設定し、第三者による評議員を交えて組織された「建築家認定評議会」による審査を経て、認定要件を満たし合格した建築家を認定・登録する事 - 世界基準の建築家がある。

基本理念 - 消費者保護として「倫理綱領」か、「業務基準」か

・消費者保護という観点から制度上の問題点として、「登録建築家」の倫理性の担保としては認定申請時の「誓約書」のみであるという事があげられる。試行期間に問題を起こした JIA 会員「登録建築家」に対する処分等が曖昧になっていることもあり、建築家資格制度の「倫理綱領」及び「行動規範」「懲戒規定」を整備して「登録建築家」の倫理性の担保を行う必要があるとの指摘がある。しかし、2006 年度、2007 年度と登録建築家による耐震擬装事案及び構造耐力不足事案などに絡む業務が連続して発覚した。それに対して、JIA の倫理綱領も行動規範も問題会員を、職責委員会にかけることでもできず、実効性不足が露呈した。建築家の職責とは何かを問う前に、既にある JIA 倫理綱領や行動規範の遵守がされない状況から、JIA は社会、消費者に対してコンプライアンスの危機に陥ったことを直視すべきである。このような状況で倫理綱領が果たして登録建築家の倫理性を担保するのに有効なのか、検証する必要がある。むしろ、資格制度には「倫理綱領」よりも「業務基準・業務指針」「懲戒規定」を整備した方が消費者保護の観点から明解であるとの考えもありえる。消費者保護に有効な規則・細則の改定をオープン化に向けて検討する必要がある。

・現状では「建築家賠償責任保険」への加入が義務づけられていない。消費者保護という意味では「建築家賠償責任保険」加入を義務化するべきである。但し、加入の義務化にあたり「建築家賠償責任保険」の補償内容等の見直しを行い、運営、加入しやすい状況をつくる必要がある。

・「登録建築家」は業務にあたり「設計・監理契約書」を取り交わしている。また「登録建築家」には建築家としての継続教育が義務づけられている。これらは消費者保護という観点から評価できる。設計・監理契約内容の一層の充実が求められる。

基本理念 - 世界基準の建築家の認定、登録について

・元来 JIA は建築家の集まりであり、自ずと会員は建築家としての資質を持ち合わせていると言える。「登録建築家」になるには、実績認定と実務訓練とによる二通りの道が用意されている。これら二つの認定・登録の道が客観性のある資格として JIA 会員及び社会に理解され承認されるものであったらどうか。現役の既存建築家に対して、客観性の乏しい実績認定などによりふりかけること自体に不公平などの無理があり、認定基準自体をきわめて曖昧かつゆるいものにしていないか。このような実績認定は、単に任意な対社会的情報公開で済むことで、オ

オープン化に向けては資格認定とは切り離すべきことも検討するべきではないか。

・実績認定は資格制度として諸外国にもあまり例が無い。建築作品などによる実績による資格認定は、客観性に乏しく必ずしも個人の基本的な素養と知識・能力を判断する対象とはならない。そもそも資格を持たない者がその職能分野で実績を上げること自体が矛盾しており、諸外国の資格制度においても試験を受けずに実績のみで資格を与えている例は聞いたことが無い。実績認定についてはオープン化にむけての基準作成で検討する必要がある。

・建築家資格認定の基準は、「教育」と「実務訓練」と「試験」に求めるべきという考え方もある。試験無しの資格認定は国際的にはあり得ない。世界基準の国家法制定を目指してオープン化をする時点では、試験制度を設けることを検討すべきである。その試験は、現行の一級建築士試験とは別に、建築家法の資格試験のモデルとなる建築家登録試験とすべきである。

・試行期間で実施された実績認定は、一定の条件を満たした既存建築家に対する特例としての移行措置と位置づけるべきではないか。その際には、時限措置ではなく特例の条件を明確にすべきである。実績認定という方法自体が本来の資格の認定方法には馴染まないもので、実績認定制度自体を規則本文に残すべきかどうかとも検討が必要である。

・実績認定の取り扱いは、既存の建築家に対してはいこう措置として一時的に登録建築家資格を与え、その後更新時に、更新の条件により実体のある建築家だけが資格を維持できるようにすれば良く、世代交代も含めてできるだけ自然に新制度へ移行できるように配慮すべきである。

・既存建築家の移行措置に関する考え方は、1997年にJIA NEWSに発表された「建築家資格制度(素案)」などを参照して検討すべきでしょう。

・「登録建築家」の累積認定数は約2,550人になったが、3回の登録更新で約500人の登録建築家が更新できなかった。または更新しなかった。更新要件は建築家の日々の研鑽として位置付けられ、義務づけられた「CPD」取得単位数のみである。

「登録建築家」の80%は研鑽を重ねていた訳だが、CPD取得単位数不足で更新できなかった「登録建築家」が20%近くいるのである。建築家の研鑽として位置付けられ、義務づけられた「CPD」の単位数取得の低さが問題としてあげられる。この事は言い換えれば研鑽意識の低さともいえる。

しかし、CPD取得単位数不足は一概に研鑽意識の低さによるとばかりはいえない一面もある。中央から離れ、地方になるほど「登録建築家」が参加できる「認定プログラム」は少なくなり、「自主申請」による単位数取得比率が多くなるのだが、さらに申請方法がIT化された。

「登録建築家」は平均年齢が高く、ITに疎い「登録建築家」には「自主申請」も難しいという現実がある。もう少しCPD単位数を取得しやすい環境の整備が必要である。

次に「実務訓練制度」であるが、実績認定による「JIA・登録建築家」は実務訓練生を育てるという役割を負っている訳だが、その事に対する認識が一般的に低い。実務訓練を終了して「JIA・登録建築家」に成るとというのが本来の道であり、その育成のために実績認定による「JIA・登録建築家」がいるということを再度周知する必要がある。

さらに実務訓練生の人数があまりにも少ない事も問題である。この度実務訓練修了者の「JIA・登録建築家」が2名誕生したが、実務訓練生が訓練を終了して「JIA・登録建築家」に成る際の認定手続きが決まっていない。実務訓練を受けやすい環境の整備と認定手続きの確立が必要である。

JIA 会員は実績認定による「登録建築家」としての資質を持ち合わせているにもかかわらず現状の「登録建築家」認定数は正会員の半数程度にとどまる。なぜ半数近い正会員が「JIA・登録建

「建築家」の認定申請すら行わないのか。「建築家資格制度」が会員に十分理解されていないのはいか。もう一度原点にかえり「建築家資格制度」の意義と役割を会員に周知し、「建築家資格制度」への参加を啓蒙する必要がある。

なぜ半数の JIA 会員が申請すらしないのか

- ・単に「登録建築家になるメリットが感じられない」というような単純な理由だけの問題ではないと思います。したがってきちんとしたアンケートなどの実態調査なり意見聴取をすべきではないでしょうか。
幾つかの理由は推測できますから、こちらで項目として記述して回答者にチェックしてもらえば回答しやすいかと思います。他には任意で直接インタビューする方法もあるかと思います。
- ・認定方法と内容にも問題があるかもしれません。(会員の業務の実態、名簿による個人情報の公開の問題など)
- ・現在の資格制度の試行は、既存の JIA 会員建築家内において、意図的な認定基準による一部の会員の選別と篩い分けを行っているだけで、本来建築家資格制度が目指すべき、これから建築家になろうとしている人達に対する制度となっていないように思えます。
- ・現状の資格制度に関する広報は、一部の JIA 会員(既存建築家)の広報宣伝に使われており、資格制度の本質を十分に伝えていないように思えます。

3. 制度の社会的位置づけは社会に理解されたか。

昨今、建築家紹介システムや建築家ネットワークの広告に「登録建築家」という文言が見受けられる。システムやネットワークに登録している建築家の一般呼称として「登録建築家」という文言が使用されていると思われる。現状の「JIA・登録建築家」という呼称は、一般消費者にとって、単に「JIAに登録している建築家」という受け止められかたに成りかねない。

残念ながら一般の消費者は「建築家」と「建築士」の違いが分からないし、分からないことに対して不都合を感じていない。「建築家資格制度」のPRをもっと積極的に行い、消費者に「登録建築家」を認知してもらう必要がある。そのためにはPRする媒体を検討する等、しっかりとしたプランを組んで活動する必要がある。

「建築家資格制度」は最終的に「建築家法」の制定を目指している訳だが、現状は JIA 内部の表示制度にすぎない。「建築家資格制度」がオープン化され、JIA 会員以外の登録建築家が誕生して、初めて社会制度としてのスタートになる。そのためにも「建築家資格制度」の「オープン化」は大事なステップである。「オープン化」にあたっては建築他団体が連携して、国際的に相互認証可能な日本国の建築家資格をつくることを決議し、国家法の前段階としての社会制度としての建築家資格をつくることを目指すことになる。その過程で、社会に広く理解を求めることになる。また現状の建築家認定登録機関である「建築家認定評議会」は外部からの評議員を交えることで第三者性を持たせているが、第三者機関とは言い切れない。社会制度として「建築家法」制定に向けて運動していくには建築家認定登録機関を第三者機関とする必要がある。それをどのような形にするかは、他団体との協議からみえてくるであろう。

(4)CPDについて

1. 登録更新におけるCPDの状況

状況

登録建築家の責務として、規則第6条2で「常に建築の設計及び監理の知識を修得し、登録建築家の社会的信頼の確立に努めなければならない。」としている。その一つとして、細則9条1で「登録の更新を行おうとする者は、登録有効期間内に、JIA・CPD評議会の認定CPD単位を108単位以上取得しなければならない」としている。しかし、第1回の登録更新にあたりCPD単位取得不足の登録建築家が多く存在することが顕在化した。そのために、賛否の論争があったが結論としては、細則9条1の更新要件を緩和することになり、9条3項が設けられた。その結果、第1回の更新者は本来の9条1による更新者数が672人(77.4%)、緩和規定の9条3による更新者数が194名(22.3%)であった。9条1での更新者の取得単位数の平均値は181.42であった。2回、3回も同様な傾向が見られる。

第1回登録建築家更新者 細則による分類及び取得単位数平均値

2008/5/9現在

	該当者		更新対象者					計
	第1回登録建築家	第2回登録建築家	第1回更新		結果			
本部認定評議会日	2004/02/19	2004/04/26	2004/02/19	2004/04/26	9条1更新	9条2更新	9条3更新	
北海道	42	19	39	18	53	0	4	57
東北	22	52	21	50	63	0	6	69
関東甲信越	224	217	186	175	265	1	80	346
東海	77	35	66	30	70	1	23	94
北陸	23	9	22	8	29	0	0	29
近畿	145	76	122	66	128	0	48	176
中国	16	11	14	9	9	0	14	23
四国	5	2	5	2	6	0	1	7
九州	28	31	28	27	41	0	9	50
沖縄	21	6	15	2	8	0	9	17
合計	603	458	518	387	672	2	194	868
取得単位数平均値					181.42			

第2回登録建築家更新者 細則による分類及び取得単位数平均値

2008/2/27現在

	該当者		更新申請者				計
	第3回登録建築家	第2回更新	結果				
本部認定評議会日	2004/10/27		9条1更新	9条2更新	9条3更新		
北海道	51	28	23	0	5	28	
東北	26	26	23	0	3	26	
関東甲信越	322	194	115	0	58	173	
東海	62	51	38	0	10	48	
北陸	12	12	7	0	0	7	
近畿	57	50	38	0	4	42	
中国	19	12	9	0	3	12	
四国	8	8	8	0	0	8	
九州	22	16	11	0	4	15	
沖縄	4	0	0	0	0	0	
合計	583	397	272	0	87	359	
取得単位数平均値			180.96				

第3回登録建築家更新者 細則による分類及び取得単位数平均値

2008/5/28現在

	該当者		更新申請者				計
	第4回登録建築家	第3回更新	結果				
本部認定評議会日	2005/03/09		9条1更新	9条2更新	9条3更新		
北海道	8	8	7	0	1	8	
東北	25	22	13	0	2	15	
関東甲信越	56	36	21	0	7	28	
東海	36	26	18	0	4	22	
北陸	14	11	10	0	1	11	
近畿	40	31	22	0	4	26	
中国	2	3	2	0	1	3	
四国	15	14	14	0	0	14	
九州	37	29	20	0	5	25	
沖縄	0	0	0	0	0	0	
合計	233	180	127	0	25	152	
取得単位数平均値			169.81				

9条1の緩和条項として9条3をもうけることについては、二つの意見があった。

・制度の規則規定を試行段階の途中で変更することは制度運営の混乱が生じる。又、制度の信頼性が揺らぐリスクがある。

そもそも、9条1を承諾して登録した建築家を、更新時点で要件を緩和することは、真面目にCPD単位取得の努力をして更新する登録者に対して公平ではない、あってはならない・・・などの反対論。

・108単位取得をしなくても、この間、建築家としての研鑽尾及び活躍をされた登録建築家は数多くいる。そのような方に対して、単位取得不足だけで更新を認めないのは、すぐれた建築家を登録建築家から排除することになるので緩和すべきである・・・などの賛成論。 いずれにしても、JIAは第1回目の更新時点で細則を変更した事実を重く受けとめなければならない。これは信頼される制度であると主張できるのか疑問符が点灯した事件であった。

第1回更新では、下記のような登録建築家特別講習会1を受講すれば更新を認めた。これがCPD108単位と等価であるはずがない。従って、この緩和は過剰すぎるということで第2回更新からは緩和要件が弱められることになった。この時点で、緩和規定を制度が一巡するまでは変えると混乱するから変えるべきではないという議論があった。これは妙な議論であり、それであれば制度試行の一巡までは緩和規定をつくるべきではなかったであろう。

登録建築家特別講習会 1

	会場	日時	研修内容	講師	受講料
東京	渋谷区神宮前2-3-18 建築家会館1階	2007/1/23(火) 13:30～17:30	環境関連法律改正と環境建築家の普及(CASBEE等)について 街づくり3法改正とコンパクトシティーについて	中村勉 中村勉総合計画事務所代表 ものづくり大学教授 倉田直道 アーバンハウス都市研究所代表 工学院大学教授	4000円
名古屋	名古屋市中区栄4-3-26 昭和ビル	2007/1/20(土) 13:30～17:30	建築基準法並びに建築士法の改正について 東海・東南海地震に備えて/構造設計の視点 まちなみのデザイン	愛知県建設部建築指導課員 安藤誠 (株)ANDO構造設計 代表取締役 佐藤圭二 中部大学教授	"
大阪	大阪市中央区備後町2-5-8 綿業会館	2007/02/07 (水) 13:00～17:50	まちづくり 景観/景観法などを中心に 環境共生	小林郁雄 神戸山手大学都市交流学科教授 小浦久子 大阪大学大学院工学研究科地球総合 工学助教授 小玉祐一郎 神戸芸術工科大学環境・建築デザイン 学科教授	"
九州	福岡市博多区博多駅前2-2-1 福岡センタービル10階会議室	2007/02/27 (火) 14:00～18:00	建築基準法並びに関係法規の改正について 景観について	此川和夫 日本ERI 確認企画部長 岡村和典 (株)日本設計九州支社	"

登録建築家特別講習会 2

	会場	日時	研修内容	講師	受講料
東京	渋谷区神宮前2-3-18 建築家会館1階	2007/10/16 (火) 13:30～17:30	国交省社会資本整備審議会建築分科 会基本制度部会から、建築士法改正まで の流れとJIAの対応について 国交省建築基準・審査指針等検討委 員会全体会議から建築基準法改正の施 行とその問題点について 建築士制度小委員会での検討状況に ついて 業務報酬基準・工事監理小委員会 での検討状況について	仙田満 JIA会長、国交省社会資本整備審議会 建築分科会基本制度部会委員 服部範二 前国交省建築基準・審査指針等検討 委員会 全体会議委員 河野進 国交省社整備建築分科会基本制度部 会建築士制度小委員会委員 大宇根弘司 国交省社整備建築分科会基本制度部 会業務報酬基準・工事監理委員会委 員	4000円
名古屋	名古屋市中区栄4-3-26 昭和ビル9F大会議室	2007/09/01 (土) 13:00～17:00	「建築家の倫理(1)」 「都市を計画する文化と法制度」 「建築士法改正の展望」	瀬口哲夫 名古屋市立大学大学院教授 海道清信 名城大学都市情報学部教授 河野 進 建築家資格制度推進会議委員	"
大阪	大阪市 TOTOテクニカルセンター	2007年9月14日 16:00～20:00	JIA「建築設計・監理契約書 同約款」	森岡 茂夫 JIA会員 本部業務委員会契約書作成WG委員 神崎 哲 氏 弁護士、日本弁護士連合会住宅紛争 処理機関検討委員等	1000円
	"	2007年8月31日 14:00～17:00	改正建築基準法等と申請手続き説明 会	指定確認検査機関ビューロベリタス ジャパン	1000円
九州	福岡市博多区博多駅前2-2-1 福岡センタービル10階会議室	2007/10/05 (金) 13:00～17:00	「建築家の倫理」 「景観賞の都市空間文脈」 「6/20建築基準法改正について」	松田順吉 JIA名誉・終身会員 落合太郎 九州産業大学教授、JIA会員 田中 勝 日本ERI福岡支店第二部長	"

登録建築家特別講習会 3

	会場	日時	研修内容	講師	受講料
東京	渋谷区神宮前2-3-18 建築家会館1階	2008/03/13 (木)14:00～ 18:00	改正建築基準法に関する最新の動き と状況説明 確認検査現場からの実例・対応報告1 構造設計現場からの実例・対応報告2 改正建築基準法とCADの対応状況・ 現状報告1 改正建築基準法とCADの対応状況・ 現状報告2 CAD体験	澁谷浩一 国土交通省関東地方整備局建設部 塚田市朗 (財)日本建築センター 金箱温春 金箱構造設計事務所 (株)建築ビボット 福井コンピュータ(株) CADメーカー	3000円
名古屋	名古屋市中区栄4-3-26 昭和ビル9F大会議室	2008/01/26 (土)13:00～ 17:00	「建築家の倫理(2)」 「建築士の法的責任と対応」 「構造計算適合性判定の実状につい て」	瀬口哲夫 名古屋市立大学大学院教授 古澤仁之 弁護士 橋村一彦 (財)愛知県建築住宅センター理事	4000円
大阪	INAX大阪ショールーム	2008/02/22 18:20～20:00	プロフェッショナルスクール大阪		参加費 4日間 50,000円 連続2日 25,000円
	"	2008/02/23 10:30～19:30	"		
	"	2008/03/07 18:30～20:00	"		
	"	2008/03/08日 10:30～18:30	"		
九州	福岡市博多区博多駅前2-2-1 福岡センタービル10階会議室	2008/02/01 (金)13:00～ 17:00	「建築基準法改正と現況について」 「建築家の倫理について」 「建築士法の改正について」	田中 勝 日本ERI福岡支店第二部長 松田順吉 JIA名誉・終身正会員 佐々木郁夫 福岡県建築士会副会長・樹徳岡昌克 建築設計事務所九州事務所、JIA会員	4000円

CPDの目的と単位数の再検討が必要

試行段階の混迷を受けて、登録更新の要件としてのCPDの目的と単位数(108単位)について考え直す必要がある。

CPDは本来、消費者保護の目的から、建築家が最新の法令規準や技術的知識に関する必要最低限の研修を受けていることを客観的(第三者的)に証明する事を目的に設けられた制度です。もともと建築家が自主的に研修するのは当たり前であって、生涯教育(継続的教育)の機会を建築家に対して提供することがCPD制度本来の目的ではありませんでした。ましてや建築家としての日常的業務やボランティア活動などを評価する手段ではありえないので、更新要件としてのCPD単位数について検討し、必要であれば要求単位数を引き下げ、自主申請は廃止の方向で検討すべきと考えます。これは決して、更新要件を緩和しようとしているものではありません。よりの確な更新要件を再度検討するべきではないでしょうか。建築士会の専攻建築士制度のようにCPDを制度維持の手段とする事は、CPDの本来の目的と役割を歪め制度自体の形骸化に繋がりにかぬないので、制度設計自体を見直す必要がある。

2. CPD制度の整合

JIA CPDと登録建築家CPDが並列し、運用上混乱した。その解決をCPD評議会と建築家資格制度推進会議・制度WGとの協議の結果、JIA CPDと建築家資格制度のCPDを共通化することになり、CPD評議会から2008年2月19日開催の理事会に「継続職能研修(CPD)に関する細則、改定」が諮られ、承認された。

承認された理事会資料を掲載する。

継続職能研修（CPD）に関する細則 改定について

CPD評議会 委員長

高野 直樹

登録建築家資格と JIA-CPD 制度の CPD 単位取得に関する部分の共通化

CPD 評議会と建築家資格制度推進会議・制度 WG との協議により、両制度の混在からくる CPD 取得単位計上の複雑化解消のため、CPD に関する細則の改定を下記の通りご報告申し上げます。

これにより、両制度の CPD 単位に関するルールを共通化し、参加者の単位確認と集計処理の簡便化を図るものとします。

<p>現行</p> <p>第 6 条 継続職能(CPD)規則第 4 条 3 項により、JIA 正会員の年間必須履修単位を以下のとおり規定する。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 認定研修と自主研修で取得した単位数を合算して、36 単位を必須単位とする。2. 必須単位を超えて単位を取得した場合、12 単位を上限として次年度の履修単位に繰り入れることができる。3. 1 年度の履修単位のうち、細則第 7 条 2.(3)の職能活動及び奉仕活動による取得単位数は、夫々 12 単位を超えて認定されることはない。	<p>改定後</p> <p>第 6 条 継続職能(CPD)規則第 4 条 3 項により、JIA 正会員の<u>3</u>年間履修単位を以下のとおり規定する。</p> <p>認定研修と自主研修で取得した単位数を合算して、<u>108</u>単位を必須単位とする。</p>
<p>現行</p> <p>第 10 条 JIA 正会員が 1 事業年度中に、細則第 6 条に定める年間必須履修単位を取得できなかった場合は、以下の規定による。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 正会員の 1 事業年度取得単位が、細則第 6 条で定めた必須履修単位数に達しなかった場合は、次年度の必要履修単位数は、その年度の必須履修単位数に前年度の不足単位数を加えた単位数とする。2. 正会員が 2 年間続けて必要履修単位数を取得できなかった場合は、次年度の必要履修単位数は前 2 年度の不足単位を加えた単位数とする。	<p>改定後</p> <p>条項削除</p>

<p>現行</p> <p>第17条 正会員の内、次ぎの各号に該当する者については、規則第11条の規定に基づきこの細則により実施されるCPDの単位取得を免除または軽減することができることとする。</p> <p>その認定は(1)から(4)は条件が満たされた時点でCPD評議会が行い、(5)から(7)は当該会員からのCPD評議会への申請を受けて理事会が行う。</p> <p>(1)終身正会員(免除) (2)名誉会員(免除) (3)65歳から69歳の会員(2分の1に軽減) (4)70歳以上の会員(免除) (5)現役を退いた会員(免除) (6)休会中の会員(免除) (7)療養等その他特別の事情のある場合(免除)</p>	<p>改定後</p> <p>条項削除</p>
<p>現行</p> <p>付則 (1)新規入会者の特例 新規入会会員のCPD参加義務は当該会員の入会した翌年度より起算する。なお、入会年度に取得した単位数は次年度の履修単位に繰り入れることができる。</p> <p>(2)プロバイダー登録料等に関する特例 第11条3-1のプロバイダー登録料及びプログラム登録料については、当分の間これを免除する。但し、プロバイダー登録時及びプログラム登録時においては夫々別に定める登録事務費を負担することとする。</p>	<p>改定後</p> <p>付則 (1)新規入会者の特例 新規入会会員のCPD参加義務は当該会員の入会した翌年度より起算する。なお、入会年度に取得した単位数は次年度の履修単位に繰り入れることができる。</p> <p>(2)プロバイダー登録料等に関する特例 第11条3-1のプロバイダー登録料及びプログラム登録料については、当分の間これを免除する。但し、プロバイダー登録時及びプログラム登録時においては夫々別に定める登録事務費を負担することとする。</p> <p><u>(3)施行</u> <u>2008年2月19日の改定は、理事会の承認を得て2008年4月1日より施行する。</u></p>

以上

(5) 実務訓練について

1. 現状と問題点について

参加人数が非常に少ない。

現時点までの各支部の実務訓練参加人数は以下のとおりです。北海道 1名、東北 9名、関東甲信越 16名、東海 1名、北陸 3名、近畿 29名、中国 1名、九州 2名、沖縄、1名、合計63名となっており、残念ながら大変少ない人数です。実績評価により認定された登録建築家が2,000名以上存在することと比較して、バランスの取れない人数に終わっています。問題は、この事実を問題と認識できていないこと、そして認識がない故に対応策を取れていないところに存在します。

登録建築家に実務訓練生を育てる意識が希薄である。

JIA 建築家資格制度は最終的に実務訓練による登録建築家の認定を目指しています。その目的が指導監督者である登録建築家に正しく理解されていないと思われます。自分が資格を取得すれば、それで終わりと考えている登録建築家の視点を変えていく必要があります。

若いスタッフが実務訓練の参加に積極的でない理由。

登録建築家の多くがアトリエ事務所に所属していますが、その事務所のスタッフは、自分がこの事務所に3～4年勤めるというイメージを持っていないのです。それが、訓練への参加を躊躇させる最大の要因のようです。加えて、アトリエ事務所の大変厳しい職務環境も要因のひとつと言えるようです。

組織事務所ではこの制度がうまく運用できない。

組織事務所では安定した職務環境が整っていて、スタッフが勤務を継続できるイメージを持つことができますが、社内的にある一定以上のレベルの経験を積んだ者でないと、登録建築家として認めにくい環境があると思われます。若いスタッフがその直属の上司よりも先に登録建築家になってしまうと、組織の成り立ちに支障を来すす心配があるのではと考えられます。

実績評価による認定が続くと、実務訓練生が増えないと言うのは本当か？

実務訓練に参加するよりも実績評価による認定を受けた方が、早く登録建築家になれるのではと考える人が多くいます。現実には事務所の若いスタッフが3～4年の間に全体統括するような建築を3作品以上担当することは困難であり、実務訓練により認定を目指した方がはるかに早く登録建築家になれるのです。それが、理解されていないことが問題です。

実務訓練により認定された登録建築家のレベル認識について。

実務訓練により登録建築家に認定された人は、認定後すぐに、実績認定による登録建築家と同等のレベルにあると解釈されています。少なくとも、規則上はそれ以上の解説を行なっていません。ここに、もうひとつの障壁が存在するようです。現在の登録建築家にとって、それはあまり認めたくないことのようにです。今後、登録建築家にいくつかのレベルを設けるか、またはプロとしての最低資格と割り切り、経験に関係なく同じレベルであると考えなのか、何らかの再確認が必要と思われます。

実務訓練に関する広報が量的に少ない。

訓練の募集は支部単位で行なうため、実際の募集の広報は支部の実務訓練部会または実務委員会が行なっています。しかしながら、それには限界があり、制度の趣旨を説明する量的な広報は本部主体で大量に配布する必要があると思われます。

実務訓練部会は全国的に機能していない。

現在、2ヶ月に1回をめぐり、本部実務訓練部会を開催していますが、出席する支部は、東北、関東甲信越、東海、近畿の委員だけです。全国の実務訓練部会の状況は、把握できないままで物事が進行しています。全体の会議ができない理由は、単に予算上の問題です。今後は、メールなどの手段で補足を検討するとしても、年1～2回の全体会議は実務訓練の運営上、どうしても必要と思われます。

2. 実施状況について

実務訓練終了者が登録建築家に認定されました！

今年の2月に実務訓練終了者が、東北支部に1名、近畿支部に1名生まれ、3月に本部認定評議会で登録建築家として認定されました。少ない参加人数ながら、やっと実務訓練が現実に機能し始めたこととなります。

訓練終了者に対する認定方法について。

現時点では、各支部認定評議会において、面接により「登録建築家として倫理性を有する者である」ことを確認しています。面接の方法については、本部実務訓練部会が方針を各支部に伝達し、実施の詳細は各支部が試行していくこととなります。当面この試行を重ね、各支部から報告を集めた上で、認定方法を確立していきたいと考えています。

年2回の募集は継続。

認定評議会による登録建築家の認定は、年1回となりましたが、実務訓練の募集は、3月と9月の年2回を継続しています。

訓練中の情報が伝わってきません。

現在訓練中の実務訓練生は、指導監督者に任せきりになっており、訓練に関する情報交換の手段がなく、訓練生の提出書類が滞ると、訓練状況の把握ができない状況です。今後は、状況を把握するための体制が必要です。

3. 今後の展望

登録建築家の意識改革が求められます。

若いスタッフがやる気になっても、指導建築家である登録建築家にその気がなければ、実務訓練は成立しません。JIA 建築家資格制度は、一定のレベル以上の建築設計サービスを、社会の誰でもが公平に享受できる環境を作るために存在します。その職能を社会に認めてもらうために、実務訓練による能力表示が必要なのです。登録建築家の意識を改革し、実務訓練により若い建築家を社会に送り出さなければなりません。

社会に対してキャンペーンの展開を！

登録建築家のキャンペーンと同時に、実務訓練のことを社会に説明する必要があります。社会のために必要な制度であることをもっと訴える必要があります。

大学との連携も視野に入れて。

建築士法が見直されようとしている現在、大学も実務のことを真剣に考えなければならない状況にあります。実務訓練制度の経験を生かして大学と連携し、協同して学生の実務経験取得に応用できる方策を検討すべきです。

(6) 制度運営実態の検証

1. 認定・登録の運営概要

表1

本部認定評議会	本部スケジュール案承認(議長決裁) 評議会開催・審査
本部実務委員会	第X回申請本部スケジュール案作成(告知日、本部評議会開催日) 理事会に報告 支部実務委員会に本部スケジュール通知
登録建築家事務局	未登録会員に申請受付の案内 * 支部スケジュールの集約 * 支部審査結果の集約 認定証・登録手続案内の送付 登録建築家証交付、登録
支部認定評議会	支部スケジュール承認(議長決裁) 評議会開催・審査
支部実務委員会	支部スケジュール作成(申請締切日、支部評議会開催日) 未登録会員に申請勧誘と申請締切日の案内 審査結果を本部認定評議会に報告
標準スケジュール	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 単位:週
認定申請 登録申請 審査 登録の 詳細	<p>1. 「登録建築家」申請説明書 試行開始時に在籍全会員に2003年度版を配布 新規入会会員には入会時に配布、現在は2004年版 JIA・HPに掲載(2003年版)</p> <p>JIA・HP < 建築家資格制度 ></p> <p>建築家資格制度の動き ・「登録建築家」認定申請はこちらから(JIA会員専用)</p> <p>ログイン 誓約書、一級建築士 審査手数料納付 申請書記入 免許証コピー 郵便振替 送信 郵送</p> <p>支部審査不合格者 再審査請求 郵送</p> <p>不合格通知</p> <p>認定書 郵送 登録手続案内</p> <p>登録建築家事務局 (認定機関事務局)</p> <p>本部認定評議会・審査</p> <p>支部事務局 受付通知書 申請書ダウンロード</p> <p>支部認定評議会・審査 不合格通知 審査結果報告書</p> <p>郵便振替 登録申請 郵送 登録料納付 登録建築家証(2種類)</p> <p>登録建築家名簿記載 (データベース入力・保存)</p> <p>2. 登録申請は認定後3ヶ月以内とされる。それを過ぎると、登録申請時の前年度に必要なとされる 所定のCPD単位を取得していることが申請条件として付加される。(「登録建築家」申請説明書)</p> <p>3. 審査手数料10,000円 登録料15,000円(3年間の登録認定機関運営費)</p>

検証 - 1. 表1は試行期における認定・登録に関する運営の全体を概ね示すものである。

- 2. 本部認定評議会開催日から逆算して支部認定評議会開催日が設定されるが、評議員の都合調整から支部毎に決定せざるをえず、またそれによって申請受付締切日が支部毎に設定された。このため支部単位でのアナウンスが必要となっている。これも全体スケジュールを長くする要因のひとつである。今後は本部・支部認定評議会開催日を早期に決定し、申請締切日を全国一律にしてアナウンスは登録建築家事務局で一括することが課題となる。
- 3. 支部認定評議会の審査にあたって、支部事務局は本部サーバーから申請書類をダウンロードし、申請者から郵送されてくる誓約書・一級建築士免許証コピーを添付して取り纏めている。また郵送忘れの申請者に督促も行っているが、かなり煩雑で負担となっている。郵送のものもインターネット上で処理できるように検討する必要がある、それにより受付通知書も登録建築家事務局で処理できる。
- 4. 2の「それを過ぎると、(中略)申請条件として付加される」の部分については、制度規則等に規定されておらず、内容も曖昧との指摘があり、検討課題である。
- 5. 試行期は認定・登録を年2回実施してきたが、2007年度からは年1回としている。
- 6. 「オープン化」には以下のような課題の検討が加わる。
 - ・ 申請窓口をJIA・HPではなく、独立したHPにする。
 - ・ 申請アナウンスをどのようにするのか。
 - ・ 申請料納付 仮ID、パスワード発給といった会員外の申請システムの検討。
 - ・ 審査手数料、登録料の見直し。

2. 更新の運営概要

表2

本部認定評議会	本部スケジュール案承認(議長決裁) 評議会開催・審査
本部実務委員会	第X回更新本部スケジュール案作成 支部実務委員会に本部スケジュール通知
登録建築家事務局	対象者に申請受付の案内 * 支部スケジュールの集約 * 支部審査結果の集約 登録建築家証交付
支部認定評議会	支部スケジュール承認(議長決裁) 評議会開催・審査
支部実務委員会	支部スケジュール作成 対象者に特別講習会と申請締切日の案内 特別講習会開催(一部の支部) 審査結果を本部認定評議会に報告
標準スケジュール	単位:週 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
更新申請 審査 登録の詳細	<p>1. 更新期にある登録建築家に登録建築家事務局より手続案内 「登録建築家」申請説明書に更新申請も記載</p> <p>JIA・HP < 建築家登録ページ(会員専用) ></p> <p>更新手数料納付 郵便為替 ログイン 申請書記入 送信</p> <p>登録建築家事務局 (認定機関事務局) 支部事務局 申請書ダウンロード</p> <p>不合格通知 本部認定評議会・審査 支部認定評議会・審査 不合格通知 * 申請時CPD単位取得数不足者の期限内取得確認</p> <p>郵送 登録建築家証(2種類)</p> <p>2. 更新手数料15,000円</p>

- 検証
- 1. 更新審査は現時点で3回実施されたが、細則改正の混乱もあり、試行段階ともいえる。システムそのものは認定・登録より単純であるので、概ねは表2で今後も運営されていくものと思われる。
 - 2. 試行期は年2回の認定があり、試行期の登録者の1回目の更新が終了するまでは年2回の更新審査を実施、その以後は年1回の更新審査にする予定である。
 - 3. 更新手数料は更新後3年間の登録認定機関運営費として設定されているが、更新申請審査そのものに経費が発生しており、ワンクール終了後には審査手数料と更新登録料とを別に設定することが検討されている。
 - 4. 更新手数料の納付期限の規定がなく、更新審査をクリアしながら登録更新が遅れるケースがあり、その規定の整備が課題となっている。
 - 5. 「オープン化」の課題は前項に準ずる。

3. 認定審査について

規則第2条(目的)

国際建築家連合(以下UIA)基準と同等以上の資質、能力、倫理性を有する者に「登録建築家」の資格を与え、建築物の質の向上並びに建築文化の創造・発展に寄与し、もって社会の利益に貢献することを目的とする。

規則第4条(資格の認定及び登録)

登録建築家になろうとする者は、認定評議会の認定を受け、且つ、所定の手続により同評議会に登録されなければならない。

規則第6条(登録建築家の責務)

1. 登録建築家は、UIA基準に定める倫理綱領に従い、その義務を誠実に履行し、優れた建築空間の創造に寄与しなければならない。
2. 登録建築家は、常に建築の設計及び監理の知識を習得し、登録建築家の社会的信頼の確立に努めなければならない。

規則第9条(認定の方法)

認定評議会は、以下の基準を満たす者に対し登録建築家の資格を認定することができる。

実務訓練による認定

別に定める基準に従い、実務訓練を終了し、且つ認定評議会が行う認定審査に合格した者。

実績評価による認定

別に定める基準に従い、認定評議会が、その業務実績等に基づいて、上記と同等以上の資質、能力、倫理性を有すると認められた者。

規則第10条(実務訓練による認定)

実務訓練及び認定審査の実施要領、認定基準等に関する細則は別に定める。

規則第11条(実績評価による認定)

実績評価による認定に必要な細則は別に定める。

規則第12条(認定書の交付)

認定評議会は、建築家の資格を認定した者に対し、認定書を交付する。

規則第13条(審査手数料)

認定評議会による認定を受けるために必要な費用(審査手数料)は別に定める。

細則第3条(調査)

1. 支部認定評議会は、認定申請書類の内容に不備があった場合には申請者にその旨通知し、記載事項の修正並びに追記を求めることができる。
2. 支部認定評議会は、申請書類の記載内容等に疑義が生じた場合には、必要な調査を行うことができる。

細則第4条(審査)

1. 支部認定評議会は、本細則第4章に定める認定基準に基づいて審査を行い、結果を本部認定評議会に報告する。
2. 支部認定評議会は、前項の審査の結果不合格と判定した場合には、審査結果並びにその理由を申請者に通知しなければならない。
3. 支部認定評議会が可否を判断できない場合には、その理由を明記して本部認定評議会に審査を委託する。

細則第5条(再審査請求)

申請者は、支部認定評議会の審査結果に不服がある場合には、本部認定評議会に対して再審査請求を行うことができる。

細則第6条(認定)

1. 本部認定評議会は、支部認定評議会の審査結果報告に基づき、登録建築家資格の認定を行う。
2. 本部認定評議会は、第4条第3項に基づく審査委託があった場合には、これに関する審査を行い、その結果を当該支部認定評議会に通知すると共に、合格の場合には登録建築家資格の認定を行う。
3. 本部認定評議会は、第5条に基づく再審査請求があった場合には、これに関する審査を行い、その結果を請求者並びに所管支部の認定評議会に通知すると共に、合格の場合には登録建築家資格の認定を行う。

細則第7条(実務訓練による認定の基準)

1. 認定評議会は、下記の～の全てに該当する者に対して登録建築家の審査・認定を行う。
 JIAが定める「実務訓練プログラム」を終了した者。但し、実務訓練期間は3年以上とする。
 一級建築士資格試験の受験資格取得後、実務訓練期間とは別に、最低1年間の実務経験を経た者。但し、実務訓練が4年以上に亘った場合にはこの限りでない。
 一級建築士資格を取得した者。
 登録建築家としての倫理性を有すると判断される者。
 規則第15条に定める「欠格事由」に該当しない者。

細則第8条(実績評価による認定の基準)

1. 認定評議会は、下記の～の全てに該当する者に対して登録建築家の審査・認定を行う。
 一級建築士資格取得後、最低5年間の実務経験を有する者。但し、JIAが定める「実務訓練プログラム」に定める「実務訓練履修科目」の大項目と中項目の全てを含むものでなければならない。
 登録建築家としての倫理性を有すると判断される者。
 規則第15条に定める「欠格事由」に該当しない者。
2. 認定評議会は、前項にかかわらずその実務実績等により登録建築家に相応しい資質、能力、倫理性を有すると判断した者に対し、登録建築家資格の認定を行うことができる。但し、本項に基づく認定を行った場合は、その理由を開示しなければならない。

表3

審査項目	審査方法(審査書類)	判定内容
規則第2条 資質 能力 倫理性	・ポートフォリオ(A)のキャリアで審査 ・ポートフォリオ(B)の作品で審査 ・資質に同じ ・ポートフォリオ(B)の「建築に対する考え方」と実務経験報告書「0-1」項で審査	・作品の質、芸術性などの実質的な判定なし。 ・審査書類記載事項の真偽判定なし、誓約書で担保。
細則第8条1	・提出された一級建築士免許証コピーで審査 ・実務経験報告書で審査	
細則第8条1	・上記規則第2条倫理性に同じ	
細則第8条1	・登録建築家申請書で申請者申告	

検証 - 1. 試行においては実績評価による認定が殆どで、表3はその審査内容をまとめたものである。実務訓練による認定については別項による。

- 2. 判定内容に記した事項は、申請者がJIA会員に限定されている試行期の処置としてなされたが、作品の質を問うべきとする支部認定評議会の声もあった。
- 3. 全国で一律の審査を確実に実施するためには、明文化した詳細なマニュアルの作成が必要である。

- 4. 細則8条2による認定は本部認定評議会により実質的に凍結され、実績はない。
- 5. 「オープン化」後の実績評価による認定審査は、以下のものが課題となる。
 - ・ 作品の質、芸術性などの審査基準
 - ・ 実務経験報告書の信憑性を誓約書のみで担保できるか、細則第3条の実効性はあるのか。
 - ・ 実務経験報告書の「プロジェクト運營業務」「事務所運營業務」「関連活動」項目に記入できる者は、どれだけいるのか。とりわけ大組織に所属する者では難しいと思われる。
 - ・ 施工会社に所属する者は工事監理業務等の記入が難しい、記入されたものの審査が難しい。
- 6. 「オープン化」における実績評価による認定審査等について、以下の検討がされている。
 - ・ 質の低下を防ぐため、認定要件の実務経験年数5年を7年とする。
 - ・ 実務実績としての3作品は、一級建築士でなければ設計できない規模の建築とする。
 - ・ 認定申請添付資料に、設計契約書、確認済証、検査済証、賠償責任保険証を加える。
 - ・ 資格名称を「登録建築家」から「JIA登録建築家」に変更する。
- 7. JIA会員資格と登録建築家の認定要件の違いから「二重構造」という指摘が当初からあったが、試行期間において明快な整理ができず、積み残した重要課題となっている。

4. 更新審査について

規則第6条(登録建築家の責務)

前掲(3. 認定審査について)

規則第22条(登録の更新)

1. 登録の更新を希望する者は、登録有効期間内に別に定める継続教育の必要単位数を取得した上で、登録の更新申請をしなければならない。
2. 認定評議会は、所定の更新手続がなされた者に対し、登録建築家名簿の登録を更新すると共に、新たな登録証を交付しなければならない。
3. 更新された登録の有効期間は3年とする。

規則第23条(更新手数料)

登録の更新に際しては、別に定める更新手数料を認定機関に納付しなければならない。

規則第24条(継続教育)

継続教育に関する細則は、別に定める。

細則第9条(更新に必要な単位数)

1. 登録の更新を行おうとする者は、登録有効期間内に、JIA・CPD評議会の認定CPD単位数を108以上取得しなければならない。
2. 登録更新までの期間中に、傷病、産休等やむをえない事情があることが認定された場合には、36単位を上限として必要取得単位を緩和することができる。
3. 一級建築士免許取得後、登録更新時点で30年をこえる実務経験を有する登録建築家は、細則11条で定める必須履修分野のCPD単位数を24単位以上取得することで第1項の定めに係わらず登録を更新することができる。

細則第11条(登録の更新並びに再登録に必要な必須履修分野)

前2条で定める最低履修単位数(108単位)の内、24単位以上を認定評議会の指定する分野から取得しなければならない。

細則第12条(他団体が行う継続教育プログラムのCPD単位等)

1. 第9条に規定するCPD単位には、他団体が行う継続教育プログラムでJIA・CPD評議会が認定したものの単位を含む。但し、取得できる単位数はJIA「継続職能研修(CPD)」に関する規則に定める基準による数値とする。
2. JIA・CPD評議会が認定した継続教育プログラム以外のプログラムに参加した場合は、自主申請により、JIA・CPD評議会の認定を受ければ登録の更新、再登録のための単位とすることが出来る。

表4

審査項目	審査方法(審査書類)	判定内容
細則第9条1	・申請時点でのCPD取得単位数を報告した更新申請書提出 ・申請時点でのCPD取得単位数が不足の場合は登録有効期限内に取得見込みの単位数を報告した申請書提出	・申告単位数を支部実務委員会・事務局で確認 ・申請時に必要単位数が不足で、取得見込み数での申請については、単位取得確認後に登録更新を認める条件付で合格とする。 ・実務実績報告書記載事項の真偽判定なし、申請書内の誓約で担保。
細則第9条2	・細則9条1と同様なCPD取得単位数を報告した申請書と診断書等の9条2に該当することを証明する書類を提出	欠格事由についても同じ。
細則第9条3	・申請時点での必須履修分野のCPD取得単位数を申告した更新申請書(取得単位数が不足の場合には取得見込み単位数を報告・9条1同様)と実務実績報告書(一級建築士資格取得後、30年間の設計監理実績を報告)を提出	

- 検証 - 1. 細則第9条3は「ベテランに対する更新条件の緩和規定」であり、賛否両論が未だにあるが、第2回更新申請からは当面この規定で運営されることとなっている。この規定は厳格に運用するとして以下のことが確認されている。
- ・ 「更新時点で30年をこえる」は字句どおりとし、僅かな不足でも適用しない。
 - ・ この規定は更新にのみ適用される。細則9条1による更新ができなかった者については、再登録を申請する際に「30年をこえる実務経験を有する」としても、この規定は適用できない。
- 2. 細則第9条3の「細則11条で定める必須履修分野」は、本部認定評議会でJIA・CPDの倫理/法令分野を指定している。
- 3. 細則第11条においては「最低履修単位数(108単位)の内、24単位以上を認定評議会の指定する分野から取得しなければならない」としているが、細則第9条1での審査において現時点では適用していないので、今後の検討課題となる。
- 4. 必須履修分野のCPD単位取得を容易にするため、JIA・CPD規則による特別認定研修として登録建築家特別講習会が更新申請期にいくつかの支部で開催されているが、受講機会の地域格差が生じている。また、開催日から直近の更新者のみが受講できるとの誤解も生じているようである。
- 5. 細則第9条3にある「実務経験」について、実務は建築の設計及び監理に限定しているが、明瞭な規定がなく検討課題となっている。
- 6. 全国で一律の審査を確実に実施するためには、明文化した詳細なマニュアルの作成が必要である。
- 7. 細則9条1による更新を円滑に進めるには、「オープン化」によるJIA会員外の登録申請の際にJIA・CPDへの参加登録を義務付けることが、検討事項となる。

5. 登録について

規則第4条(資格の認定及び登録)

前掲(3. 認定審査について)

規則第5条(登録建築家)

認定評議会に登録された建築家を「登録建築家」と称す。

規則第14条(登録手続)

1. 登録建築家の登録手続は、審査認定後3ヶ月以内に行わなければならない。
2. 登録を行わない建築家は「登録建築家」の称号を使用することはできない。

規則第15条(欠格事由)

次のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

後見開始または保佐開始の審判を受けた者。

破産者で復権を得ないもの。

建築士法による懲戒または建築に関する懲罰を受けた者で、処分の日から別に定める年数を経過していない者。

規則第16条(登録証の交付)

認定評議会は、登録建築家名簿に登録した者に対し登録証を交付しなければならない。

規則第17条(登録料)

登録を受けようとする者は、登録申請の際に別に定める登録料を認定機関に納付しなければならない。

規則第18条(登録の有効期間)

登録の有効期間は、登録の日から3年とする。

規則第19条(登録建築家名簿記載事項の変更)

登録建築家は、登録建築家名簿の記載事項に変更があった場合には、速やかにその旨を認定機関に届けなければならない。

規則第21条(登録証の再交付)

登録建築家は、次のいずれかに該当する場合は、登録証の再交付を申請することができる。その際、再交付申請手数料を認定機関に納付しなければならない。

登録証の記載事項に変更があった場合。

止むを得ない事情で登録証を失った場合。

規則第25条(登録建築家名簿)

1. 登録建築家名簿の記載事項は、氏名及び登録番号の他、別に定める事項とする。
2. 登録建築家名簿は、認定機関の事務局に備える。

規則第32条(名称の使用禁止)

登録建築家でない者は、登録建築家の称号を用いてはならない。

細則第14条(登録建築家名簿記載事項)

登録建築家名簿への記載事項は以下の通りとする。

氏名

生年月日

性別

一級建築士番号

現住所並びに住所

勤務先並びに勤務先住所、電話番号、E-mailアドレス

- 検証 - 1. 新規認定による登録では、登録料納付後から登録建築家証発給まで並びに登録建築家HPへのアップまでの時間を短縮する努力が続いている。
- 2. 登録建築家HP管理には改善の余地が少なく、検索システム改良なども含めて課題である。
- 3. 認定をうけながら登録しないケースがあり、認定と登録の一連の関係の強化が課題となっている。登録をしない場合には一定の期間で認定が失効するとする方向で検討されている。
- 4. 更新による登録延長では、以下のような問題がでている。
- ・ 更新申請時に規定のCPD単位数を取得できていない者の合否確認(特に自主申請の単位)に時間を要し、登録有効か否か不明な期間が発生する。
 - ・ 更新申請時で規定のCPD単位数を取得している者でも、更新審査日の関係から登録建築家証の受給ができず、有効期限切れの証しか携帯できない期間が発生する。
- 5. 前記の解消に、CPD単位取得数のカウント期間の変更等の検討が行われている。
- 6. 登録建築家名簿記載事項の変更についてJIA会員以外は把握が難しく、オープン化後は自主申請に頼ることになるが、実行が危惧される。
- 7. 登録証の再交付の実績は0、再交付申請書並びに手数料は未整備。
- 8. 登録建築家HPのメールアドレスの悪用が危惧されており、削除を検討中。

6. 登録の抹消について

規則第26条(登録の抹消)

登録建築家が次の各号のいずれかに該当するときは、認定評議会は当該登録建築家の登録を抹消するものとする。

登録の有効期間が満了し、更新の申請を行わないとき。

登録建築家が死亡し、または失踪の宣告を受けたとき。

(社)日本建築家協会会員である登録建築家が、(社)日本建築家協会定款第13条にもとづき同協会を除名されたとき。

登録建築家が、本規則第15条のいずれかに該当する場合。

その他、認定評議会が登録建築家としての適格性に欠けると判断したとき。

規則第27条(不服の申立て)

1. 第26条の処分についての不服の申立ての措置、および資格の復活等の措置は別に定める。
2. その他、登録に関する不服の申立ての措置等は別に定める。

細則第15条(登録に関する不服の申立て)

1. 登録の抹消その他、登録に関する不服の申立ては、所定の書式により本部認定評議会に申請しなければならない。
2. 本部認定評議会は、不服申立て申請があった場合、申請受領日より6ヶ月以内に審議を行うと共に、審議の結果を速やかに申請者に通知しなければならない。

- 検証 - 1. 規則第26条 については、CPD単位確定のタイムラグから更新できなかった者の登録抹消が遅れる事態があった。
- 2. 規則第26条 については、オープン化後の情報把握に不安がある。
- 3. 規則第26条 については、除名処分に至った者がなかったが、会員資格停止処分を受けた者について同期間の登録抹消をおこなった。JIA会員限定の条項はオープン化にあたって見直しが必要となる。
- 4. 登録建築家の懲戒に関する規定が曖昧であり、オープン化に耐える規定の整備が課題である。
- 5. 規則第26条 については、倫理規定等の整備が未完で、基準がない。
- 6. 規則第27条の「別に定める」、細則第15条1の「書式」は未整備。
- 7. 「抹消」は消滅の意が含まれるので、語句の見直しが検討されている。

- 検証 - 1. 新規認定による登録では、登録料納付後から登録建築家証発給まで並びに登録建築家HPへのアップまでの時間を短縮する努力が続いている。
- 2. 登録建築家HP管理には改善の余地が少なく、検索システム改良なども含めて課題である。
- 3. 認定をうけながら登録しないケースがあり、認定と登録の一連の関係の強化が課題となっている。登録をしない場合には一定の期間で認定が失効とする方向で検討されている。
- 4. 更新による登録延長では、以下のような問題がでている。
- ・ 更新申請時に規定のCPD単位数を取得できていない者の合否確認(特に自主申請の単位)に時間を要し、登録有効か否か不明な期間が発生する。
 - ・ 更新申請時で規定のCPD単位数を取得している者でも、更新審査日の関係から登録建築家証の受給ができず、有効期限切れの証しか携帯できない期間が発生する。
- 5. 前記の解消に、CPD単位取得数のカウント期間の変更等の検討が行われている。
- 6. 登録建築家名簿記載事項の変更についてJIA会員以外は把握が難しく、オープン化後は自主申請に頼ることになるが、実行が危惧される。
- 7. 登録証の再交付の実績は0、再交付申請書並びに手数料は未整備。
- 8. 登録建築家HPのメールアドレスの悪用が危惧されており、削除を検討中。

6. 登録の抹消について

規則第26条(登録の抹消)

登録建築家が次の各号のいずれかに該当するときは、認定評議会は当該登録建築家の登録を抹消するものとする。

登録の有効期間が満了し、更新の申請を行わないとき。

登録建築家が死亡し、または失踪の宣告を受けたとき。

(社)日本建築家協会会員である登録建築家が、(社)日本建築家協会定款第13条にもとづき同協会を除名されたとき。

登録建築家が、本規則第15条のいずれかに該当する場合。

その他、認定評議会が登録建築家としての適格性に欠けると判断したとき。

規則第27条(不服の申立て)

1. 第26条の処分についての不服の申立ての措置、および資格の復活等の措置は別に定める。
2. その他、登録に関する不服の申立ての措置等は別に定める。

細則第15条(登録に関する不服の申立て)

1. 登録の抹消その他、登録に関する不服の申立ては、所定の書式により本部認定評議会に申請しなければならない。
2. 本部認定評議会は、不服申立て申請があった場合、申請受領日より6ヶ月以内に審議を行うと共に、審議の結果を速やかに申請者に通知しなければならない。

- 検証 - 1. 規則第26条 については、CPD単位確定のタイムラグから更新できなかった者の登録抹消が遅れる事態があった。
- 2. 規則第26条 については、オープン化後の情報把握に不安がある。
- 3. 規則第26条 については、除名処分に至った者がなかったが、会員資格停止処分を受けた者について同期間の登録抹消をおこなった。JIA会員限定の条項はオープン化にあたって見直しが必要となる。
- 4. 登録建築家の懲戒に関する規定が曖昧であり、オープン化に耐える規定の整備が課題である。
- 5. 規則第26条 については、倫理規定等の整備が未完で、基準がない。
- 6. 規則第27条の「別に定める」、細則第15条1の「書式」は未整備。
- 7. 「抹消」は消滅の意が含まれるので、語句の見直しが検討されている。

7. 再登録審査について

規則第20条(再登録)

1. 登録の有効期間が満了したことにより登録が抹消された者で、再登録を受けようとする者は、止むを得ない事情があると認定評議会が認めた場合に限り、再登録申請を行うことができる。
2. 再登録を受けようとする者は、申請の際に再登録手数料を認定機関に納付しなければならない。

細則第10条(再登録に必要な単位数)

登録を抹消された者で再登録を行おうとする者は、再登録申請の直近の3年間に、JIA・CPD評議会が認定したCPD単位を108単位以上取得しなければならない。

- 検証
- 1. 再登録の申請は実績0、申請書式等の整備は未了。
 - 2. 審査は支部認定評議会で行うが、規則第20条の「止むを得ない事情」の基準作成は本部認定評議会マターで、基準は検討中である。
 - 3. 「止むを得ない事情」の検討において、更新期に更新せず、恣意的に再登録申請をする「出入り自由」な状況を生まないことが一つの課題となっている。
 - 4. 申請は随時受付、審査は直近の支部認定評議会としているが、細則10条の取得CPD単位数のチェックの煩雑さが予想される。

8. 認定・登録機関について

規則第3条(認定・登録機関)

登録建築家資格の認定及び登録のための機関として(社)日本建築家協会に「建築家登録認定機関」(以下「認定機関」)を置き、建築家認定機関内に本部及び支部「建築家認定評議会」(以下「認定評議会」)を置く。

規則第7条(組織)

1. 認定評議会は、「本部認定評議会」及び各支部に設ける「支部認定評議会」によって構成される。
2. 本部認定評議会は、評議員7名により構成し、その過半数を建築関係者以外の者としなければならない。
3. 本部認定評議会の評議員は会長が指名する。評議員の互選により議長及び副議長各1名を選出する。
4. 支部認定評議会は、評議員5名により構成し、内2名を建築関係者以外の者としなければならない。
5. 支部認定評議会の評議員は本部評議会議長が指名する。評議員の互選により議長及び副議長各1名を選出する。
6. 本部及び支部認定評議会の評議員の任期は2年とし、2期以内に限り再任を妨げない。
7. 本部及び各支部認定評議会は、建築家資格制度の運営に必要な組織を適宜設けることができる。
8. 本部認定評議会は、建築家資格制度の運用上必要な細則を適宜設けることができる。

規則第8条(運営)

1. 本部認定評議会は、建築家資格制度の運用に関連して、以下の業務を行う。
 - 実務訓練基準、実績認定基準、審査・認定基準及び登録・更新基準の作成
 - 登録建築家の認定と認定証の交付
 - 資格の登録及び管理
 - 本部及び各支部間の情報伝達及び調整
 - 建築家資格に関する調査・研究
 - 建築家資格に関する広報活動
 - その他
2. 支部認定評議会は、建築家資格制度の運用に関連して、以下の業務を行う。
 - 審査の実施

資格更新時の審査
その他

規則第31条(事務の所掌)

建築家資格制度に関する事務は、(社)日本建築家協会の認定機関事務局が行う。

細則第2条(本部及び支部実務委員会の設置)

1. 本部認定評議会の業務を補佐するため、本部実務委員会を設置する。
2. 支部認定評議会の業務を補佐するため、支部実務委員会を設置する。

- 検証
- 1. 本部認定評議会評議員の人選は本部執行部で、支部認定評議会評議員の人選は支部執行部で実質的に行い、規則第7条により指名している。
 - 2. 本部実務委員会は、会長が指名する理事が委員長となり、委員長が指名する7～8名程度の委員で構成されている。支部実務委員会は支部で異なり3～12名で構成されている。
 - 3. 本部実務委員会には別に実務訓練WGが7名の委員で構成されている。
 - 4. 登録建築家事務局(認定機関事務局)は本部事務局内に設けられたが、専任事務局を構成するまでには至らず、その確立は愁眉の課題となっている。
 - 5. 本部認定評議会は試行期には年2回開催され、規則第8条1項に定める業務について本部実務委員会報告の審議、大所高所からの協議を行った。
 - 6. 本部実務委員会は規則第8条1項に定める業務の実質を担ったが、建築士法改正による制度設計や制度確立の戦略の見直しまでは担いきれず、これについては建築資格制度推進会議で検討されることとなった。委員会ミッションがどこまで及ぶのか、それに対応した組織形成はどうあるべきかが検討課題となっている。
 - 7. 支部認定評議会は試行期には年2回開催され、規則第8条2項に定める業務について支部実務委員会報告の審議、本部認定評議会への意見具申等を行った。
 - 8. 支部実務委員会は規則第8条2項に定める業務の実質を担った。また支部事務局は支部実務委員会をサポートしたが、登録建築家事務局との関わりの位置付けが曖昧であった。

(7)広報

1.登録建築家、登録建築家外のJIA会員、他会、社会への広報について

広報については、戦略不在で場当たりのものとなり、低調であった。大メディアでの広告も費用対効果の総括は困難であった。広報を本部認定評議会/本部実務委員会が担当するとしても、最低限専門のWGが必要だったが、試行段階ではできなかった。今後の課題である。

行った広報について報告する。

社会への広報

雑誌「新建築」に『登録建築家』認定スタートの告知広告。2003年

一般社会向けの広報パンフ「日本建築家協会が新たに建築家資格制度を作りました」を作成頒布。2003年

2006年度日本経済新聞等のメディア広告の件

・メディアと日時/2006年12月23日に日経新聞、2007年1月に建設通信新聞に「登録建築家」の告知広告をした。

・費用は、登録建築家からの寄付を募るなどで捻出することで進められた。

・広告の文言及び内容

建築の信頼は「JIA登録建築家」が取りもどす。

「JIA登録建築家」とは、国債建築家連合(UIA)の日本支部でもある日本建築家協会(JIA)が設立した新たな制度です。建築家としての設計監理能力や倫理意識を国際基準で認定し、3年毎の更新審査も必要とするこの資格は、建築に対する安全と信頼を確立するために誕生しました。現在、全国で約90万人といわれる建築士に比べて、「JIA登録建築家」はまだ2,500人程度ですが、日本建築家協会は、この制度の推進・普及を通じて人間らしい建築文化の創造をめざします。

登録建築家の全氏名

・2006年度登録建築家意見広告の支出内訳(消費税込み)

日本経済新聞	9,450,000
日刊建設通信新聞社	630,000
(株)モリス(意見広告デザイン料)	1,155,000
合計	11,235,000円

・寄付金収入(千円以下切捨て)

2006年度 7,700,000(登録建築家1,150名、登録建築家以外62名)

2007年度 839,000(登録建築家142名)

合計 8,539,000

・会計

2006年度における収入の不足額3,535,000円は2006年度特別会計で予備費から支出として2007年度総会補正予算として承認されている。

・このメディア広告について次のような指摘があった

知り合いが名前を見つけてくれた。

「JIA登録建築家」は正式な名称ではなく、社会的誤解を招いた。解り易さを優先すること

も大事だが、正規な「建築家資格制度」での「登録建築家」の呼称とすべきであった。

寄付はあくまで寄付であり、主旨に賛同しない場合は出さなければ良いと考えるが、必要な費用は受益者が公平に負担すべきである。寄付金に頼る広告は今後は慎重であるべき。

「JIA登録建築家」は正式な名称ではなく、社会的誤解を招いた。解り易さを優先することも大事だが、正規な「建築家資格制度」での「登録建築家」の呼称とすべきであった。

多額の広告費を使ったその効果に関してまともな報告がなされていない。

2007年度メディア広告は無し。

2006年度メディア広告と同様なものを建設工業新聞と新建築に告知するとの方針が当初よりあった。

しかしながら、前回の告知の登録建築家名簿と同じものとはいなくなかった。理由は、2006年10月の認定登録者及2007年3月の認定登録者、登録更新の情報を考慮する必要が生じた。すなわち、更新しなかった登録建築家は名簿から削除することになる。その作業が結構大変で時間を要する。作業の完了の目標として7月の予定もあったが、登録建築家の不祥事なども続き、『建築の信頼は「JIA登録建築家」が取りもどす』という文言での告知が適切な疑問もあり、広告を見合わせた。

費用としては、建設工業新聞と新建築で120万円程度。2007年度寄付金約83万円と2007年度の広報費50万円の合計額程度を想定していた。

登録建築家展

2007年10月 建築家大会で「登録建築家展」として登録建築家の作品パネル展を開催した。

事業主体は関東甲信越支部の大会委員会。本部実務委員会は一リーフレットの原稿を作成した。

内容は「建築家資格制度を市民にわかりやすく説明する」ものとした。

JIA会員への広報

資格制度周知の広報、登録促進の広報、更新促進の広報

- ・ J I A機関誌「J I A建築家」での委員執筆による記事掲載。
- ・ 本部実務委員会、支部実務委員会メンバーによる会員への登録及び更新の促進への個別呼びかけ。

2. H Pについて

- ・ J I A H PのTOPページにある「登録建築家」のバナーは、目立たない。建築家資格制度に相応しいデザインセンスのあるバナーにする必要がある。サイズも現在の倍程度に大きくする。
- ・ 検索システムが一般の人にはつかいにくい。
- ・ ユーザーに訴求力のあるHPにする。
- ・ J I Aから離れた独立した建築家資格制度独自のHPを開設する必要がある。

(8)規則・細則の総括

建築家資格制度の基本は規則・細則にあります。制度は規則・細則にもとづき運営されます。

試行を総括する中で、規則・細則の不足、不備の点があきらかになりました。又、規則・細則どおりに運営できなかった面もありました。大きな問題は「認定登録機関」の職務内容とそのため組織構成が明瞭ではなかった点です。建築家資格制度のオープン化に向けて、規則・細則の改定が必要です。

1.規則の総括

建築家資格制度 規則			現行条文	試行の総括	オープン化へ向 けての課題	備 考
第 1 章	第 1 条	総則	この規則は、(社)日本建築家協会が行う建築家資格制度の実施に必要な、認定組織、認定基準、登録手続、管理運営その他必要な事項について定める。		資格制度の実施者はJIAで良いか (第三者機関の設立若しくは既存組織への委託)	
	第 2 条	目的	国際建築家連合(以下UIA)基準と同等以上の資質、能力、倫理性を有する者に「登録建築家」の資格を与え、建築物の質の向上並びに建築文化の創造・発展に寄与し、もって社会の利益に貢献することを目的とする。	資格要件はUIA基準と同等以上で良いか 特に専兼問題などに関しては、UIAの考え方との整合性を検討する必要がある。	JIA会員でない者の資質、能力、倫理性をどの様に判断するか	
	第 3 条	認定・登録機関	登録建築家資格の認定及び登録のための機関として、(社)日本建築家協会に「建築家認定評議会」(以下認定評議会)を置き、建築家登録機関内に本部及び支部「建築家認定評議会」(以下「認定評議会」)を置く。	登録建築家資格の認定及び登録のための機関として、(社)日本建築家協会内に「建築家登録機関」を置き、その内に本部及び支部「建築家認定評議会」(以下「認定評議会」)と実務委員会を置く。	認定・登録機関はJIA内に設置で良いか 「本部」「支部」という組織は「本部」「支部」の呼称でいいか?	

	第 4 条	資格の認定及び登録	登録建築家になろうとする者は、認定評議会の認定を受け、且つ、所定の手続きにより同評議会に登録されなければならない。	「認定」と「登録」は別という考え方が分かりづらく、制度を複雑化している。運用面で混乱した。	「認定」と「登録」を制度として明瞭にするべき。	
	第 5 条	登録建築家	認定評議会に登録された建築家を「登録建築家」と称す。	建築家資格制度開始後、「登録建築家」という呼称を有する商業的組織が増えて、紛らわしくなった。	登録建築家の呼称はそのままで良いか	
	第 6 条	登録建築家の責務	1.登録建築家は、UIA協定に定める倫理綱領に従い、その義務を誠実に履行し、優れた建築空間の創造に寄与しなければならない。	「その義務を・・・」は「その業務を・・・」の誤り	UIA 基準との整合性を考慮した登録建築家制度独自の倫理規定が必要ではないか	
			2.登録建築家は、常に建築の設計及び監理の知識を修得し、登録建築家の社会的信頼の確立に努めなければならない。	建築の設計及び監理の知識の修得だけでいいのか？例えば街並み、都市計画、環境などの知識は？		
第 2 章	第 7 条	組織	1.認定評議会は、「本部認定評議会」及び各支部に設ける「支部認定評議会」によって構成される。		・ 運営組織のイメージ作りが必要 ・ 建築家登録機関の組織構成についての検討が必要。	
			2.本部認定評議会は、評議員 7 名により構成し、その過半数を建築関係者以外の者としなければならない。	本部認定評議会の構成が適切か？	本部認定評議会の職務は 7 名の評議員で、年 2 回の開催では無理。再検討が必要。	

		3.本部認定評議会の評議員は会長が指名する。評議員の互選により議長及び副議長各1名を選出する。		JIA 会長が認定評議会の評議員を指名するのではなく、違う選定方法が必要となる。	
		4. 支部認定評議会は、評議員5名により構成し、内2名を建築関係者以外の者としなければならない。			
		5.支部認定評議会の評議員は本部評議会議長が指名する。評議員の互選により議長及び副議長各1名を選出する。			
		6.本部及び支部認定評議会の評議員の任期は2年とし、2期以内に限り再任を妨げない。			
		7.本部及び各支部認定評議会は、建築家資格制度の運営に必要な組織を適宜設けることができる。	運営に必要な組織を適宜設けられなかった。	運営に必要な組織づくりが重要である。	
		8.本部認定評議会は、建築家資格制度の運用上必要な細則を、適宜設けることができる。		本部認定評議会の役割の再検討が必要。	
第8条	運営	1.本部認定評議会は、建築家資格制度の運用に関連して、以下の業務を行う。	本部認定評議会は年2回の認定時に2時間程度の開催である。時間の制約もあり、建築家資格制度の多様な課題に対応できなかった。	本部認定評議会の運用面での職務を再検討する必要がある。	
		実務訓練基準、実績認定基準、審査・認定基準及び登録・更新基準の作成	実務訓練部会以外は専門部門の設置がなく、各種基準の作成は不十分だった。	専門部門の設置が必要	
		登録建築家の認定と認定証交付			

			資格の登録及び管理		組織を明確にする。	
			本部及び各支部間の情報伝達及び調整	組織未整備で十分にはできなかった。	情報伝達のシステム、組織を明確にする。	
			建築家資格に関する調査・研究		専門部門の設置が必要	
			建築家資格に関する広報活動		専門部門の設置が必要	
			その他			
			2.支部認定評議会は、建築家資格制度の運用に関連して、以下の業務を行う。 審査の実施 資格更新時の審査 その他			
			3.建築家登録認定機関の運営のために事務局を置き、共通情報、個人情報の管理及び収支予算の管理を行う。		「建築家登録認定機関」の組織を再検討する必要がある。	
第3章	第9条	認定の方法	認定評議会は、以下の基準を満たす者に対し登録建築家の資格を認定することができる。			
			実務訓練による認定別に定める基準に従い、実務訓練を終了し、且つ認定評議会が行う認定審査に合格した者。	実務訓練コースの履修者が極めて少ない	実務訓練コースの充実は重要課題である。	

			実績評価による認定別に定める基準に従い、認定評議会が、その業務実績等に基づいて、上記と同等以上の資質、能力、倫理性を有すると認められた者。	<ul style="list-style-type: none"> ・実績評価による認定を制度として残す必要があるか ・実績評価の基準に芸術性を加える必要があるのではないか 	実績評価の判断基準が必要となる。	
	第10条	実務訓練による認定	実務訓練及び認定審査の実施要領、認定基準等に関する細則は別に定める		細則の見直し	
	第11条	実績評価による認定	実績評価による認定に必要な細則は別に定める		細則の見直し	
	第12条	認定証の交付	認定評議会は、建築家の資格を認定した者に対し、認定証を交付する			
	第13条	審査手数料	認定評議会による認定を受けるために必要な費用（審査手数料）は別に定める			
第4章	第14条	登録手続	1.登録建築家の登録手続は、審査認定後3ヶ月以内に行わなければならない。	3ヶ月以内に手続きを行わなかった場合の規定が必要	明解な運営ができるようにする	
			2.登録を行わない建築家は「登録建築家」の称号を使用することはできない。			

第 15 条	欠格事由	<p>次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。</p> <p>後見開始または保佐開始の審判を受けた者。</p> <p>破産者で復権を得ないもの。</p> <p>建築士法による懲戒または建築に関する懲罰を受けた者で、処分の日から別に定める年数を経過していない者。</p>	<p>手続き時に自己申告を義務化する必要があるのではないか</p> <p>「別に定める年数」が決まっていない</p>	身分証明書の添付など確認の義務付け
第 16 条	登録証の交付	認定評議会は、登録建築家名簿に登録した者に対し登録証を交付しなければならない		
第 17 条	登録料	登録を受けようとする者は、登録申請の際に別に定める登録料を認定機関に納付しなければならない。		
第 18 条	登録の有効期間	登録の有効期間は、登録の日から3年とする。	「登録日」の規定が必要 事務手続き上のタイムラグは不可避	
第 19 条	登録建築家名簿記載事項の変更	登録建築家は、登録建築家名簿の記載事項に変更があった場合には、速やかにその旨を認定機関に届けなければならない。		

	第 20 条	再登録	1.登録の有効期間が満了したことにより登録が抹消された者で、再登録を受けようとする者は、止むを得ない事情があると認定評議会が認めた場合に限り、再登録申請を行うことができる。	有効期間の満了以外の理由の場合はどうするか 再登録はやむを得ない事情が無い場合でも認めるべきではないか (更新手続きを失念した場合等の救済措置が必要ではないか) 認めた場合、CPDさえ行っていれば「出入り自由」となり、登録数の激減を招く可能性がある。		
			2.再登録を受けようとする者は、申請の際に再登録手数料を認定機関に納付しなければならない。	細則では「再登録料」となっており、整合を図る必要がある		
	第 21 条	登録証の再交付	登録建築家は、次のいずれかに該当する場合は、登録証の再交付を申請することができる。その際、再交付申請手数料を認定機関に納付しなければならない。			
			登録証の記載事項に変更があった場合。			
			止むを得ない事情で登録証を失った場合。			
第 5 章	第 22 条	登録の更新	1.登録の更新を希望する者は、登録有効期間内に別に定める継続教育の必要単位数を取得した上で、登録の更新申請をしなければならない。	CPD単位の集計等の作業のため、登録の有効期間とCPDの単位取得期間を一致させることは事実上不可能(APECアーキテクトの様に、時期をずらす必要がある)	更新申請時期の見直し	

			2.認定評議会は、所定の更新手続がなされた者に対し、登録建築家名簿の登録を更新すると共に、新たな登録証を交付しなければならない。			
			更新された登録の有			
			3.更新された登録の有効期間は3年とする	起算日をいつにするか	起算日の新決定	
	第23条	更新手数料	登録の更新に際しては、別に定める更新手数料を認定機関に納付しなければならない。	更新審査料と手続料を分けるべき (返金事務が大変)	更新審査と手続料を分離	
	第24条	継続教育	継続教育に関する細則は、別に定める。	108単位は多すぎないか 9条3項は存続させる必要があるか	他機関のCPDとの連携を強める必要がある	
第6章	第25条	登録建築家名簿	1. 登録建築家名簿の記載事項は、氏名及び登録番号の他、別に定める事項とする。			
			2. 登録建築家名簿は、認定機関の事務局に備える。			
	第26条	登録の抹消	登録建築家が次の各号のいずれかに該当するときは、認定評議会は当該登録建築家の登録を抹消するものとする。	登録の抹消だけでなく、 認定の抹消 登録の停止も必要ではないか 処分を公表するか否か、公表する場合の方法は 抹消の実施日は 抹消された者の復活の方法は (抹消或いは停止の期間設定は)	改訂が必要	

			登録の有効期間が満了し、更新の申請を行わないとき。			
			登録建築家が死亡し、または失踪の宣告を受けたとき。	死亡した場合の確認方法は		
			(社)日本建築家協会会員である登録建築家が、(社)日本建築家協定会款第13条にもとづき同協会を除名されたとき。		JIA会員にしか適用出来ない規定は廃止すべき	
			登録建築家が、本規則第15条の何れかに該当する場合。			
			その他、認定評議会が登録建築家としての適格性に欠けると判断したとき。			
	第27条	不服の申立て	1. 第26条の処分について の不服の申立ての措置、および資格の復活等の措置は別に定める。	「別に定める」規定がない	規定が必要	
			2. その他、登録に関する不服の申立ての措置等は別に定める。	「別に定める」規定がない	規定が必要	
第7章	第28条	本規則に定める以外の事項	1.事務手続きの方法、並びに各種申込書、申請書、届出書等の書式。 2.審査手数料、登録料、更新手数料及びその他の手数料。			
	第29条	本規則の制定・改廃	本規則の制定および改廃は、(社)日本建築家協会の総会で決定する。		(新運営組織に委ねる)	

	第 30 条	細則の制定・改廃	本規則に基づく細則の制定および改廃は、理事会の承認を得て本部認定評議会が行う。		(新運営組織に委ねる)	
	第 31 条	事務の所掌	建築家資格制度に関する事務は、(社)日本建築家協会の認定機関事務局が行う。		(新運営組織に委ねる)	
	第 32 条	名称の使用禁止	登録建築家でない者は、登録建築家の称号を用いてはならない			
	付則		1.この規則は、平成 15 年 5 月 29 日から実施する。			

2.細則の総括

建築家資格制度 細則			現行条文	試行の総括	オープン化へ向 けての課題	備 考
第 1 章	第 1 条	目的	この細則は、建築家資格制度規則第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第13条、第17条、第22条、第23条、第24条、第25条及び第27条に基づき、建築家資格制度の運営に必要な事項について定める。			

第 2 章	第 2 条	本部及び支部実務委員会の設置	1.本部認定評議会の業務を補佐するため、本部実務委員会を設置する。	本部認定評議会の開催は年 2 回であり、認定登録業務以外では本部実務委員会は補佐としてどこまで取り組めるのか、不明であった。	運営組織のイメージ作りが必要 本部実務委員会の役割は、認定登録機関の中で、見直す必要がある。 実務委員の任命権者、資格、任期等の明記が必要では、支部も同様
			2.支部認定評議会の業務を補佐するため、各支部に支部実務委員会を設置する。		
第 3 章	第 3 条	調査	1.支部認定評議会は、認定申請書類の内容に不備があった場合には申請者にその旨通知し、記載事項の修正並びに追記を求めることができる。		
			2.支部認定評議会は、申請書類の記載内容等に疑義が生じた場合には、必要な調査を行うことができる。		
	第 4 条	審査	1.支部認定評議会は、本細則第 4 章に定める認定基準に基づいて審査を行い、結果を本部認定評議会に報告する。		
			2.支部認定評議会は、前項の審査の結果不合格と判定した場合には、審査結果並びにその理由を申請者に通知しなければならない。		

			3.支部認定評議会で合否を判断できない場合には、その理由を明記して本部認定評議会に審査を委託する。			
第 5 条	再審査請求		申請者は、支部認定評議会の審査結果に不服がある場合には、本部認定評議会に対し再審査請求を行うことが出来る。			
第 6 条	認定		1.本部認定評議会は、支部認定評議会の審査結果報告に基づき、登録建築家資格の認定を行う。			
			2.本部認定評議会は、第 4 条第 3 項に基づく審査委託があった場合には、これに関する審査を行い、その結果を当該支部認定評議会に通知すると共に、合格の場合には登録建築家資格の認定を行う。			
			3.本部認定評議会は、第 5 条に基づく再審査請求があった場合には、これに関する審査を行い、その結果を請求者並びに所管支部の認定評議会に通知すると共に、合格の場合には登録建築家資格の認定を行う。			

第 4 章	第 7 条		1.認定評議会は、下記の ~ の全てに該当する者に対して登録建築家資格の審査・認定を行う。			
			<p> J I A が定める「実務訓練プログラム」を終了した者。但し、実務訓練期間は3年以上とする</p>			
			<p> 一級建築士資格試験の受験資格取得後、実務訓練期間とは別に、最低1年間の実務経験を経た者。但し、実務訓練期間が4年以上に亘った場合にはこの限りでない。</p>			
			<p> 一級建築士資格を取得した者。</p>			
			<p> 登録建築家としての倫理性を有すると判断される者。</p>			
			<p> 規則第15条に定める「欠格事由」に該当しない者。</p>			
第 8 条	実績評価による認定の基準	1.認定評議会は、下記の ~ の全てに該当する者に対して登録建築家資格の審査・認定を行う				

			<p>一級建築士資格取得後、最低 5 年間の実務経験を有する者。但し、上記実務経験は、J I A が定める「実務訓練プログラム」に定められた「実務訓練履修科目」の大項目と中項目の全てを含むものでなければならない。</p>			
			<p>登録建築家としての倫理性を有すると判断される者。</p>			
			<p>規則第 15 条に定める「欠格事由」に該当しない者。</p>			
			<p>2.認定評議会は、前項にかかわらずその実務実績等により登録建築家に相応しい資質、能力、倫理性を有すると判断した者に対し、登録建築家資格の認定を行うことが出来る。但し、本項に基づく認定を行った場合は、その理由を開示しなければならない。</p>			
第 5 章	第 9 条	更新に必要な単位数	<p>1.登録の更新を行おうとする者は、登録有効期間内に、J I A ・ C P D 評議会の認定 C P D 単位を 108 単位以上取得しなければならない。</p>		他機関の CPD との連携を強める必要がある	

			2.登録更新までの期間中に、傷病、産休等やむをえない事情のあることが認定された場合には、36単位を上限として必要取得単位を緩和することが出来る。			
			3.一級建築士免許取得後、登録更新時点で30年をこえる実務経験を有する登録建築家は、細則11条で定める必須履修分野のCPD単位を24単位以上取得することで第1項の定め(108単位が更新要件)に係らず登録を更新することができる。	「免許」を「資格」に改める (他条との整合を図るため) 「取得することで・・・更新することができる」の表現は、審査を経ずに更新可能な印象を与えるので、「取得することで、本条1項に定める単位数に代えることが出来る」と改める		
第10条	再登録に必要な単位数		登録を抹消された者で再登録を行おうとする者は、再登録申請の直近の3年間に、JIA・CPD評議会が認定したCPD単位を108単位以上取得しなければならない。			
第11条	登録の更新並びに再登録に必要な必須履修分野		前2条で定める最低履修単位数(108単位)の内、24単位以上を認定評議会の指定する分野から取得しなければならない。	実行されていない		

	第 12 条	他団体が行う継続教育プログラムの CPD 単位等	1.第 9 条に規定する CPD 単位には、他団体が行う継続教育プログラムで J I A ・ C P D 評議会が認定したものの単位を含む。但し、取得できる単位数は J I A 「継続職能研修(C P D)に関する細則」に定める基準による数値とする。			
			2. J I A ・ C P D 評議会が認定した継続教育プログラム以外のプログラムに参加した場合は、自主申請により、 J I A ・ C P D 評議会の認定を受ければ登録の更新、再登録のための単位とすることが出来る。			
第 6 章	第 13 条	資格審査、登録並びに更新等に関わる手数料	資格審査手数料、登録料、更新手数料等は以下の通りとする。	納入された手数料等は、理由の如何に関わらず返却しない旨明記する。	新組織の運営に必要な金額へ、見直しが必要	
			審査手数料 10,000 円			
			登録料、再登録料 15,000 円	再登録料は通常の更新手続きよりも高額とすべき (継続更新を促す。ペナルティ的な意味合いも)		

			更 新 手 数 料 15,000 円	更新審査料と更新 手数料とに分ける (返 金 事 務 の 軽 減)		
第 7 章	第 14 条	登録建 築家名 簿記載 事項	登録建築家名簿への 記載事項は以下の通 りとする。 氏名 生年月日 性別 一級建築士登録 番号 現住所並びに電 話番号 勤務先並びに勤 務先住所、電話番 号、E mail アドレ ス	登録建築家登録番 号を加える E-mail アドレスは 希望者のみ掲載		
	第 15 条	登録に 関する 不服の 申立て	1. 登録の抹消その 他、登録に関する不 服の申立ては、所定 の書式により本部認 定評議会に申請しな ければならない。			

(9) 建築家資格制度特別会計について

1. 試行期の実績について

2003 年度収支

収 支 計 算 書

(自2003年4月1日至2004年3月31日)

1)収入の部

勘 定 科 目		2003年度予算	決 算 額	増 減
大 科 目	小 科 目			
登録料収入			15,967,000	15,967,000
	審査手数料		10,052,000	10,052,000
	認定登録料		5,915,000	5,915,000
	登録更新料		0	0
その他収入			2,659,936	
	受取利息		32	
	近畿支部収入		2,659,904	
一般会計繰入金収入			5,000,000	5,000,000
	繰入金収入		5,000,000	5,000,000
収入合計 (A)			23,626,936	23,626,936
前期繰越収支差額			0	0
合計 (B)		0	23,626,936	23,626,936

2)支出の部

勘 定 科 目		2003年度予算	決 算 額	増 減
大 科 目	小 科 目			
管理システム費		5,500,000	4,714,979	785,021
	データ・ベース開発	3,300,000	3,000,000	300,000
	端末機器増設費	2,200,000	1,714,979	485,021
認定・登録費		7,000,000	4,780,241	2,219,759
	説明パンフレット費	1,000,000	1,504,440	-504,440
	説明会費	2,000,000	44,459	1,955,541
	通信費	1,000,000	1,443,419	-443,419
	登録データ入力費	2,500,000	1,138,275	1,361,725
	印刷費	500,000	649,648	-149,648
運営費		13,140,000	7,197,481	5,942,519
	本部評議会委員	1,140,000	2,776,669	-1,636,669
	支部評議会委員	5,900,000	2,776,148	3,123,852
	本・支部WG活動費	4,500,000	1,114,154	3,385,846
	通信費	600,000	26,260	573,740
	データ・ベース維持費	1,000,000	504,250	495,750
人件費		1,100,000	2,000,000	-900,000
	本支部事務費	1,100,000	2,000,000	-900,000
予備費		3,260,000	0	3,260,000
当期支出合計 (C)		30,000,000	18,692,701	11,307,299
当期収支差額 (A) - (C)		-30,000,000	4,934,235	-34,934,235
次期繰越収支差額 (B) - (C)		-30,000,000	4,934,235	-34,934,235

2004 年度収支

収 支 計 算 書

(自2004年4月1日至2005年3月31日)

1)収入の部

(単位:円)

勘 定 科 目		2004年度予算	決 算 額	増 減
大 科 目	小 科 目			
登録料収入		25,500,000	29,379,500	3,879,500
	審査手数料	9,000,000	15,377,500	6,377,500
	認定登録料	16,500,000	14,002,000	-2,498,000
	登録更新料	0	0	0
雑収入		500,000	16	-499,984
	受取利息	0	16	16
	雑収入	500,000	0	-500,000
一般会計繰入金収入		0	0	0
	繰入金収入	0	0	0
収入合計 (A)		26,000,000	29,379,516	3,379,516
前期繰越収支差額		4,934,235	4,934,235	0
合計 (B)		30,934,235	34,313,751	3,379,516

2)支出の部

勘 定 科 目		2004年度予算	決 算 額	増 減
大 科 目	小 科 目			
管理システム費		0	693,000	-693,000
	データベース開発	0	693,000	-693,000
	端末機器増設費	0	0	0
認定・登録費		4,500,000	5,236,894	-736,894
	説明パンフレット費	0	235,200	-235,200
	説明会費	0	0	0
	通信費	1,000,000	22,315	977,685
	登録データ入力費	500,000	1,220,282	-720,282
	印刷費	3,000,000	3,759,097	-759,097
運営費		9,000,000	14,497,902	-5,497,902
	本部評議会委員	1,700,000	3,002,524	-1,302,524
	支部評議会委員	3,700,000	4,342,003	-642,003
	本・支部WG活動費	2,500,000	5,336,060	-2,836,060
	通信費	100,000	491,795	-391,795
	データベース維持費	1,000,000	1,325,520	-325,520
広報費		4,000,000	1,678,667	2,321,333
	広報費	4,000,000	1,678,667	2,321,333
一般会計繰入金支出		5,000,000	5,000,000	0
	一般会計繰入金支出	5,000,000	5,000,000	0
人件費		4,000,000	897,500	3,102,500
	本支部事務費	4,000,000	897,500	3,102,500
予備費		2,500,000	0	2,500,000
当期支出合計 (C)		29,000,000	28,003,963	996,037
当期収支差額 (A) - (C)		-3,000,000	1,375,553	-4,375,553
次期繰越収支差額 (B) - (C)		1,934,235	6,309,788	-4,375,553

2005年度収支

収 支 計 算 書

(自2005年4月1日至2006年3月31日)

1)収入の部

(単位:円)

勘定科目		2005年度予算	決算額	増減
大科目	小科目			
登録料収入		11,500,000	10,321,120	-1,178,880
	審査手数料	4,000,000	3,798,120	-201,880
	認定登録料	7,500,000	6,523,000	-977,000
	登録更新料	0	0	0
雑収入		300,000	269,889	-30,111
	受取利息	0	12	12
	雑収入	300,000	269,877	-30,123
収入合計(A)		11,800,000	10,591,009	-1,208,991
前期繰越収支差額		6,309,788	6,309,788	0
合計(B)		18,109,788	16,900,797	-1,208,991

2)支出の部

(単位:円)

勘定科目		2005年度予算	決算額	増減
大科目	小科目			
管理システム費		0	0	0
	データベース開発	0	0	0
	端末機器増設費	0	0	0
認定・登録費		2,300,000	1,438,311	861,689
	説明パンフレット費	0	0	0
	説明会費	0	0	0
	通信費	100,000	26,775	73,225
	登録データ入力費	300,000	550,851	-250,851
	印刷費	1,900,000	860,685	1,039,315
運営費		7,800,000	7,416,471	383,529
	本部評議会委員	1,400,000	1,175,587	224,413
	支部評議会委員	2,200,000	2,316,539	-116,539
	本・支部WG活動費	2,700,000	2,973,489	-273,489
	通信費	500,000	47,856	452,144
	データベース維持費	1,000,000	903,000	97,000
広報費		1,000,000	0	1,000,000
	広報費	1,000,000	0	1,000,000
一般会計繰入金支出		1,000,000	0	1,000,000
	一般会計繰入金支出	1,000,000	0	1,000,000
社会制度移行費		1,000,000	0	1,000,000
	社会制度移行費	1,000,000	0	1,000,000
人件費		1,500,000	1,455,214	44,786
	本支部事務費	1,500,000	1,455,214	44,786
予備費		500,000	0	500,000
当期支出合計(C)		14,100,000	10,309,996	3,790,004
当期収支差額(A)-(C)		-2,300,000	281,013	-2,581,013
次期繰越収支差額(B)-(C)		4,009,788	6,590,801	-2,581,013

2006年度収支

収 支 計 算 書

(自2006年4月1日至2007年3月31日)

1)収入の部

(単位:円)

勘定科目		2006年度予算	決算額	増減
大科目	小科目			
登録料収入		20,500,000	17,719,500	-2,780,500
	審査手数料	4,000,000	3,168,000	-832,000
	認定登録料	6,000,000	3,179,000	-2,821,000
	登録更新料	10,500,000	11,372,500	872,500
寄付金収入		7,700,000	7,700,345	345
	寄付金収入	7,700,000	7,700,345	345
雑収入		0	193,862	193,862
	受取利息	0	762	762
	雑収入	0	193,100	193,100
収入合計(A)		28,200,000	25,613,707	-2,586,293
前期繰越収支差額		6,590,801	6,590,801	0
合計(B)		34,790,801	32,204,508	-2,586,293

2)支出の部

(単位:円)

勘定科目		2006年度予算	決算額	増減
大科目	小科目			
管理システム費		340,000	733,950	-393,950
	システム改修費	130,000	523,950	-393,950
	システム使用料	210,000	210,000	0
認定・登録費		1,460,000	1,251,928	208,072
	通信費	500,000	227,380	272,620
	登録データ入力費	500,000	458,010	41,990
	印刷費	460,000	566,538	-106,538
運営費		8,700,000	7,072,550	1,627,450
	本部評議会委員	1,000,000	526,459	473,541
	支部評議会委員	3,000,000	3,000,000	0
	本・支部WG活動費	4,000,000	2,771,310	1,228,690
	通信費	100,000	144,781	-44,781
	データ入・入維持費	600,000	630,000	-30,000
広報費		13,500,000	11,235,525	2,264,475
	広報費	13,500,000	11,235,525	2,264,475
社会制度移行費		0	0	0
	社会制度移行費	0	0	1,000,000
人件費		2,000,000	2,000,000	0
	本支部事務費	2,000,000	2,000,000	0
予備費		3,500,000	0	3,500,000
当期支出合計(C)		29,500,000	22,293,953	7,206,047
当期収支差額(A)-(C)		-1,300,000	3,319,754	-4,619,754
次期繰越収支差額(B)-(C)		5,290,801	9,910,555	-4,619,754

2007年度収支

収支計算書

(自2007年4月1日至2008年3月31日)

1)収入の部

(単位:円)

勘定科目		2007年度予算	決算額	増減
大科目	中科目			
登録料収入		17,000,000	11,466,000	-5,534,000
	認定登録料	3,000,000	1,335,000	-1,665,000
	登録更新料	12,000,000	9,255,000	-2,745,000
	審査手数料	2,000,000	876,000	-1,124,000
寄付金収入	寄付金収入	0	839,476	839,476
雑収入		4,000,000	72,917	-3,927,083
	実務訓練	4,000,000	0	-4,000,000
	雑収入	0	61,400	61,400
	受取利息	0	11,517	11,517
収入合計(A)		21,000,000	12,378,393	-8,621,607
前期繰越収支差額		9,910,555	9,910,555	0
合計(B)		30,910,555	22,288,948	-8,621,607

2)支出の部

(単位:円)

勘定科目		2007年度予算	決算額	増減
管理システム費		500,000	1,227,620	-727,620
	データ・ヘルス開発	0	136,125	-136,125
	システム改修費	200,000	253,995	-53,995
	システム使用料	210,000	837,500	-627,500
	端末機器増設費	90,000	0	90,000
認定・登録費		1,500,000	2,379,397	-879,397
	説明パンフレット費	0	0	0
	説明会費	0	0	0
	通信費	500,000	61,950	438,050
	登録データ入力	500,000	689,045	-189,045
	印刷費	500,000	1,628,402	-1,128,402
運営費		8,500,000	7,538,080	961,920
	本部評議会委員	800,000	876,610	-76,610
	支部評議会委員	3,000,000	2,700,000	300,000
	通信費	100,000	0	100,000
	データ・ヘルス維持費	600,000	111,220	488,780
	本・支部WG活動費	4,000,000	3,850,250	149,750
広報費		500,000	8,160	491,840
	広報費	500,000	8,160	491,840
人件費		5,500,000	3,953,942	1,546,058
	本支部事務費	5,500,000	3,953,942	1,546,058
予備費		500,000	0	500,000
当期支出合計(C)		17,000,000	15,107,199	1,892,801
当期収支差額(A)-(C)		4,000,000	-2,728,806	6,728,806
次期繰越収支差額(B)-(C)		13,910,555	7,181,749	6,728,806

2 . 今後の展望

2008 年度及び 2009 年度は、資格制度のオープン化にむけて、本部実務委員会での作業、事務局作業、広報費用、他団体との連携のための費用等、相当の費用が必要となる。

附 建築家資格制度推進会議・制度検討WGからの実務委員会への意見

実務委員会では検討できていないが、本部実務委員である制度検討WGの2007年度検討結果報告である。今後の検討事項として掲載する。

1. 第2ステップ(社会制度段階)認定機関の検討

社会段階の認定機関については、以下の3ケースが想定される。

- A . JIA 内に設置 (JIA 内に第三者性の高い認定・登録評議会を設置)
- B . 新設公益法人 (新たな NPO 法人を建築他団体その他と連携して立ち上げる)
- C . 既存公益法人 ((財)建築技術教育普及センター等第三者性の高い公益法人への遺憾)

A , B , C いずれの場合でも、認定・更新審査は JIA 各支部の認定評議会が行うと想定。

B , C の場合は、認定機関から JIA が認定・更新審査の委託を受けるものとする。

以下に上記3ケースの評価を行う。

評価項目	運営機関の形態		
	A . JIA 内に設置	B . NPO(他会と共同)	C . 既存の公益法人
実現性			
第三者性			
登録建築家数			
実務訓練の普及			
CPDの普及			
財政			
理念の継続性と 普及性			
総合評価			

- 1 . JIA を運営主体とすれば他団体との協議も不要で、最も安易にオープン化が実現できる。
- 2 . 第三者性では、普及センター等の第三者性の高い既存公益法人を運営主体とする考えもある。
- 3 . 制度への参加者数を増やすには他会と連携して認定機関を立ち上げるべきである。連携先としては、士会・事協・BCS・学会等が対象となる。
- 4 . 実務訓練を普及させるためには、実務訓練を行う主体である設計事務所および建設会社設計部が加入している事務所協会 / BCS 等と提携すべきである。
- 5 . CPD 普及のためには、上記に加えて士会、学会等と連携すべきである。
- 6 . 総合的にみて、認定機関運営は新たな NPO を創設して行うのが最も望ましい。

考 察

オープン化しても登録建築家数が増えなければ、建築家資格制度は失敗したとみなされ社会的に葬り去られる可能性がある。制度の拡大を図るには登録建築家の明確な位置付けと、士会・事協・BCS 等の関係団体、第三者性の高い弁護士会等との連携が必要である。第三者性確保・登録者数増加・財務安定を図るためには、関係団体との共同による NPO 法人創設が望ましい。

具体的には、 建築家資格制度の目的を他団体に十分理解して頂く。

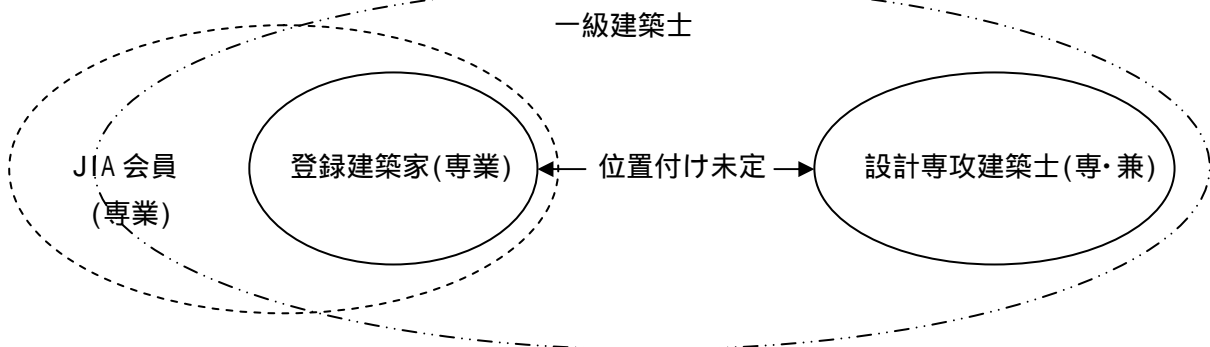
士会と協議して登録建築家の位置付けを確定する。

事協、BCS、学会等と協議して連携の確約を取る。

5 会共同で N P O 法人を立ち上げる。

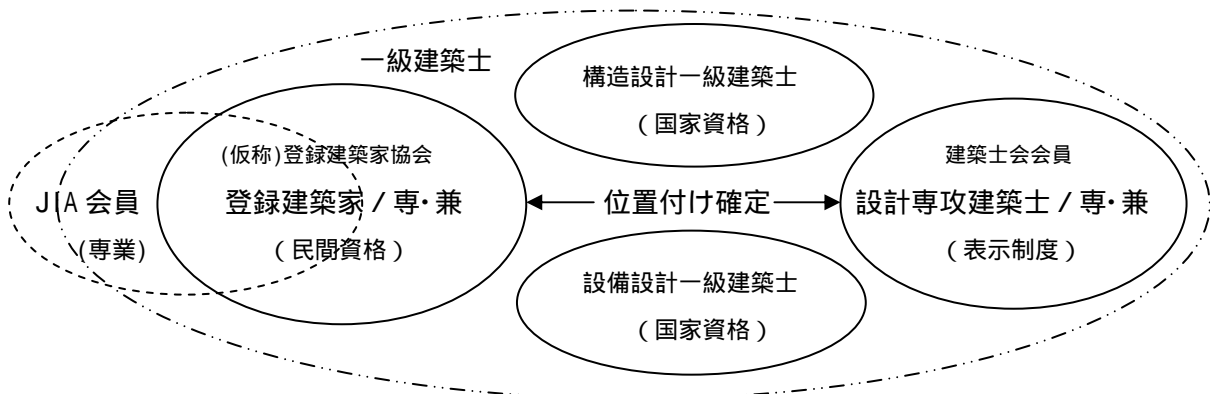
2. 建築家資格制度・各ステップの概念図

S-1 試行段階(2004～2008)



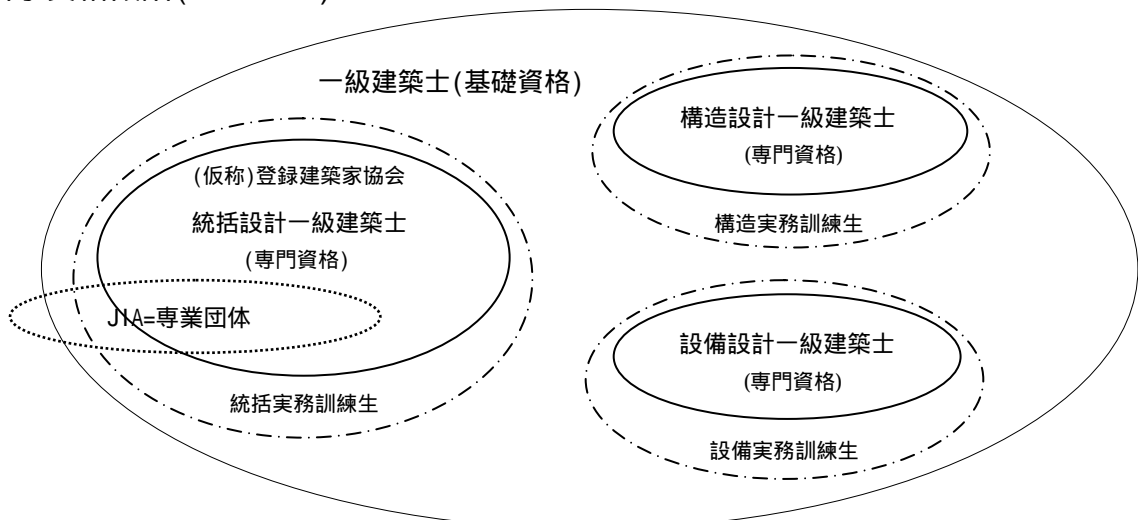
* 登録建築家と設計専攻建築士の位置付けは未定だが、登録建築家は専業ということで理解できなくはない。

S-2 社会制度段階(オープン化 2009～)

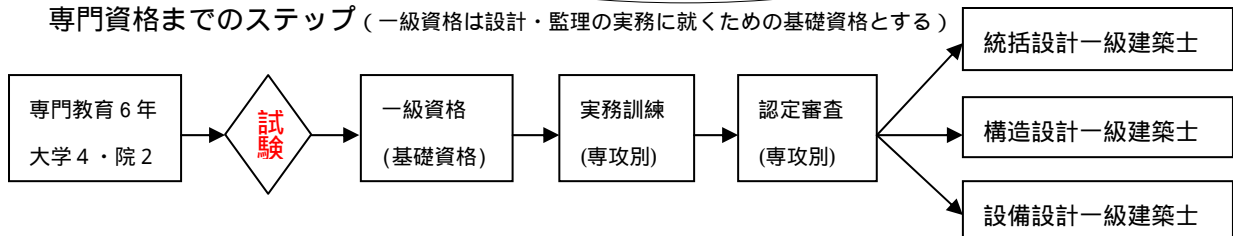


* 登録建築家 / 設計専攻建築士の双方が専業・兼業を含むことになると、両者の位置付けを明確にしないと国民に理解不能の制度となる。登録建築家は「設計監理全体の統括能力を有する設計者」であり、設計専攻建築士とは意味合いが異なる。士会と協議して登録建築家を設計専攻建築士の上に位置付ける必要がある。

S-3 国家資格段階(2012～)



専門資格までのステップ (一級資格は設計・監理の実務に就くための基礎資格とする)



3. 認定機関組織図

建築家認定登録機関は JIA 外の公益法人とし、
 新設する場合には、建築関係団体 / 弁護士会 / 消費者団体 等を発起人とする。

